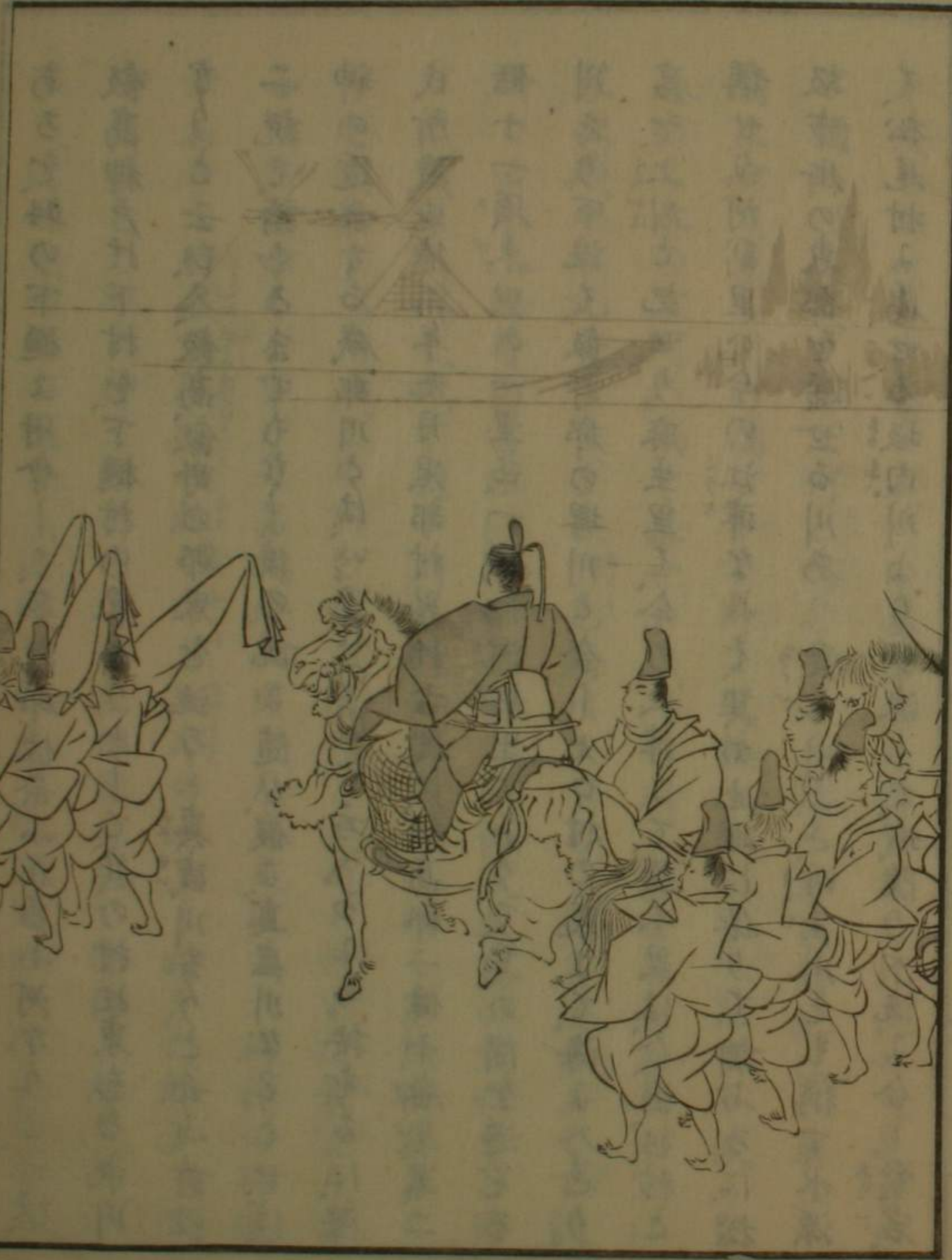


下樋小河

飯高の下樋小河を神の遠界とし、飯野の磯部川を神の近界とせ
 るよしを、皇太神宮儀式帳、及神宮雜例集にも見えたり。古来、此の
 川を以ちて、國領と神領と此堺とせらるるあり。よきて、延喜式小
 は、太神宮界まゝ、堺川とも載せたり。驛使も、此の堺に入まを、鈴の
 口を塞ぐとて、幣帛使等参向の節も、國の目以上一人、郡司、健兒等
 を率ゐて、此の川に西岸まで祇兼し、川の東岸よりハ、太神宮司此
 檢非違使、代りて、祇兼を勤むる例なりき。さむり、由緒ある所な
 り。志が為に、遂も、其の位置を、定らならずありたり。されば、
 近世、この川に所在不就きて、諸説あるふいたる、以まづ、一定の
 確論あらざ。太神宮本記も、佐奈縣造の答も、許母理國志多備國と

齊王群行の圖



あるを、此の下樋又附會して、多氣郡佐奈小在る小河なりといひ、
飯高神戸比下村を、下樋村の畧ありとして、其の村比東ある中川
なりと云ひ、又、飯高、飯野の郡界を流る、真盛川なりと云ふ。前の
二説を論ずるまでもなし。後の説は随ひ、假し、真盛川なりとせば、
神の近界なる磯部川とは、いづれの川を云へるもの。按むるに、澤
氏所藏、延徳二年九月黒部村界比古圖に、飯高郡一條、十麻生里、二
條、十一須木里の一里西、一條、九河副里とありて、其の間を通むる
川あり。下流を、飯野郡の堺川と合し、大口村の東まで、海へ入るり。
名を、上川と記せり。麻生里を、今の天津まで、須木里は、今猶、杉村と
稱せり。河副里ハ、今の江津なれを、其の地理に依りて調ふるに、松
坂市街の東部を通せる川あり。愛宕川、また、町屋川とも稱す。水源
を、松尾村に屬せる坂内川より分派して、城隍の下流に合し、愛宕

平生の兩町界を過ぎ、矢川の東、岸江の西を経て、北流せり。是、古の
下樋小河まで、中世上河と稱せしならむ。永享參詣記に、永享五年
彌生廿日、うへ川の橋と申す所まで、旅人の影さへ見ゆる渡りな
春引く水の上河乃橋を詠せしは、此の川に架せる橋あり。さて、江
家次第、中右記等もまた、下見橋比こやあり。神名祕書も、下樋
橋と云へり。此等の書ふいふ下見橋を、即、勅使祇兼の交代する所
なせば、うへ川を、即、下樋小川の別名まで、下見橋を、下樋橋なるこ
ゆを察知すべし。又、この川を、神の遠界と定めらるは、素より、さ
るべき所ある事なり。此比川より東を、往古、大御神の御遷
幸ありし時、飯高縣造の祖、加豆知命の進りし神戸六郷よりして、
御鎮坐このかと、神三郡と同しく、太神宮司まで管轄たりき。依
りて、近堺を、神郡の境とし、遠堺を、神戸の境と定められしあり。

此の神戸の北ふ、東西岸江二村あり。これ古の官道、飯高驛家の趾
よて、驛使の鈴此口を塞ぎし所あり。今鈴止村と稱せり。鈴止村森
まふ、被所此古松ふど存すと云ふ。されむ、此の愛宕川こそ古乃、神
比遠塚なる、下樋小河の遺流ならぬ。暫録して、後此考を俟つ。

皇太神宮儀式帳
以西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠塚、常入參太神宮、飯

野郡磯部河、此稱神之近塚、延喜式

凡驛使入太神宮、堺者到于飯高郡下樋小河、止鈴聲、同書

凡齋内親王在路、每至山城、近江、伊勢等、堺勢多、鈴鹿、下樋、多
氣川等、遣神部卜部各二人在前鎮祓之、同書

六處、堺川供奉御禊、山城、近江、勢多川、甲賀川、伊
勢、鈴鹿川、下樋、小川、多氣川、神宮雜例集

西、伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠塚、使鈴口塞、驛

下樋小河、或云、停鈴聲、神領與國領之界也、西宮記

江家次第

中右記

伊勢祇兼於下見橋退去、渡櫛田川、太神宮、檢非違使可祇兼
自下見橋國之祇兼歸、至櫛田河、東邊、太神宮、檢非違使二人
來迎、神祇百首

音よすく下樋小河の傍ちて引き渡さむ御世のけき 度會元長

愛宕橋 平生町と愛宕町との界

愛宕山上福院龍泉寺 道の北側、在り、真言宗あり。

草創の年月詳ならず。傳へ云ふ。應仁文明の頃、一志郡瀧野村、弘
法開基の古刹あり。北畠國司の祈願所ありき。一山の稱を、龍泉寺
と云ふ。兵亂相踵ぎ、堂塔破壊せしむ。永祿十八年、之を、松ヶ島
平生村に移し、天正九年、又此の所、建立したりといへり。境
内の後圓、古田織部正の記念碑あり。

愛宕祠 本寺の境内にあり。此の寺、一志郡

神樂坂 愛宕橋より續ける國道を云ふ。愛宕祠に、神樂を奏せし因よ

愛宕町 平生町より續ける國道あり。愛宕祠の近傍に在るを以て名づく。

鈴森神社 道の北側は坐せり。本町の産土神あり。

梅松山管相寺 道の南側あり。曹洞宗あり。門前は、大鳥居を建て、正

ふ。郡宰長野九左衛門尉、菅公の靈驗を

鈴止村 驛使の鈴を止むる所ありしを以て、此の稱あり。

西岸江 松坂の東。東岸江。西岸江の總稱あり。

和名抄小、飯高郡驛家とあるも、此の両村の事なり。往古の官道

は、保曹久美、平生、大口、江津より、東岸江を過ぎ、朝田、立利、清

水等を経て、齋宮小通せし由。今の國道ハ、松坂城を移し志後

よ改めたるものなりとぞ。

長治二年八月十八日壬午、晴、雖可念待潮干之間、及已終

伊勢初使部類記

沐浴解除 神祇官 依保曹久美、南江湖、匹駕暫躡立、神寶奉

渡者可有、恐之故也、岸江南、仕兼、檢非違使來、向伊勢、仕兼

歸去。

同書 嘉承二年二月十一日、伊勢奉幣使進發、出一志、驛、岸江南

太神宮、檢非違使二人來、依為仕兼也、伊勢、仕兼歸也。

岸江御厨 三石、六九 同書 岸江御厨 廿町、一石

被所舊趾 東岸江あり。今猶、老松、一株存せり。古

花岡村 木村、大字、大黒田、驛部田、小黒

大黒田 松坂の西南に在り。元々、北黒田と云ひき。同

小黒田 大黒田の南にあり。元

南黒田御厨

驛部田 小黒田の東に在り。紀州徳川家の臣三浦

長門守、近年まで、寨堡を置き、處あり。

花岡

山室 驛部田の南にあり。此の村の北に、同字田村あり。

山室吉光、七町、同書 山室成武、一町五反、

兩龍山妙樂寺 同所山室山の中腹にあり。淨土宗あり。

贈正四位本居宣長墓 妙樂寺より三町許、山室山の巔にあり。

本居宣長も、松坂の人あり。贈正四位賀茂真淵より後、國學を修む。著書頗多く、國學中興の祖たり。其の書齋、今尚存せり。其の功績の如きは、世人の偏く知る所なれど、敢て茲に贊せず。墓碑ハ、自筆にて、本居宣長之奥墓と書あり。傍に門人贈正四位平田篤胤の碑あり。なきがらも何處の土となりぬともたまたま翁のものとにゆくなむと云ふ歌を彫き置。明治八年、社殿を建設して、山室山神社と稱せり。同十三年七月、勅使恭向きて、幣帛を賜ふ。近年社殿を、松坂市街に移轉した也。

山室城趾 同所字與谷小あり。

此の城も、建曆二年、式部少輔兼高の築きし處あり。兼高以下十餘代の居城たりき。

神戶村 本村も、大字、垣鼻、下村、上川、久保、田原、大津の總稱なり。

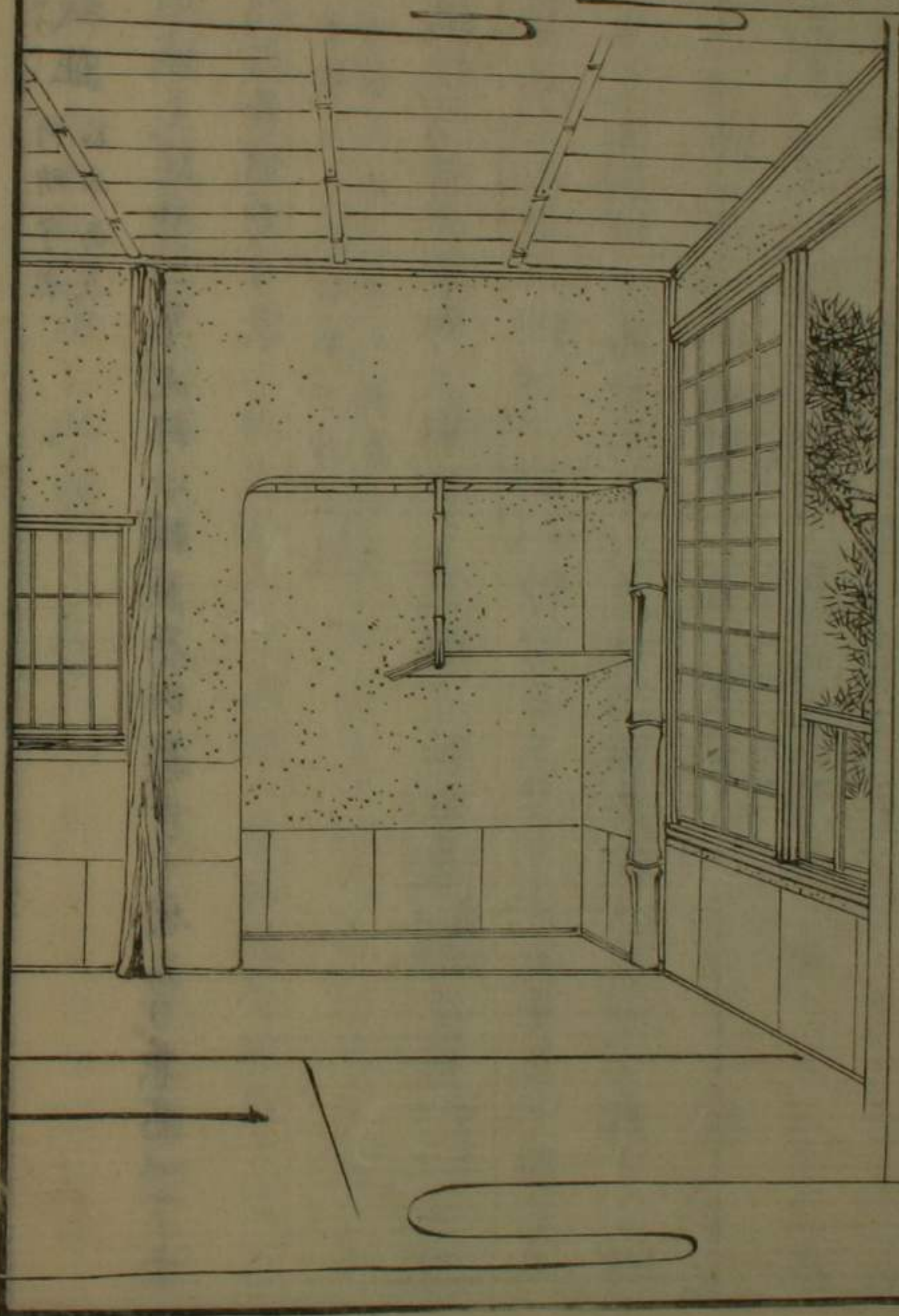
此の地、飯高神戶六郷と稱せり。六郷とは、垣鼻、久保、上川、高田、驛部田、大津、下村を云ふなり。今、田原を一村とし、驛部田を、花岡村に屬せしめたり。倭名類聚鈔、飯高郡の郷名に、神戶とあり。往古、大御神御遷幸の時、飯高縣造より進上り、神田并小神戶なり。太神官司の管轄なりき。祭典の時も、種々此品を貢獻せしよし、神鳳抄に見えたり。其の遺制もや。近年まで、長筵を進るふとありきとぞ。

太神宮本記 于時、飯高縣造祖乙加豆知命、汝國名何止、問賜、白久、意須

本居宣長書齋之圖

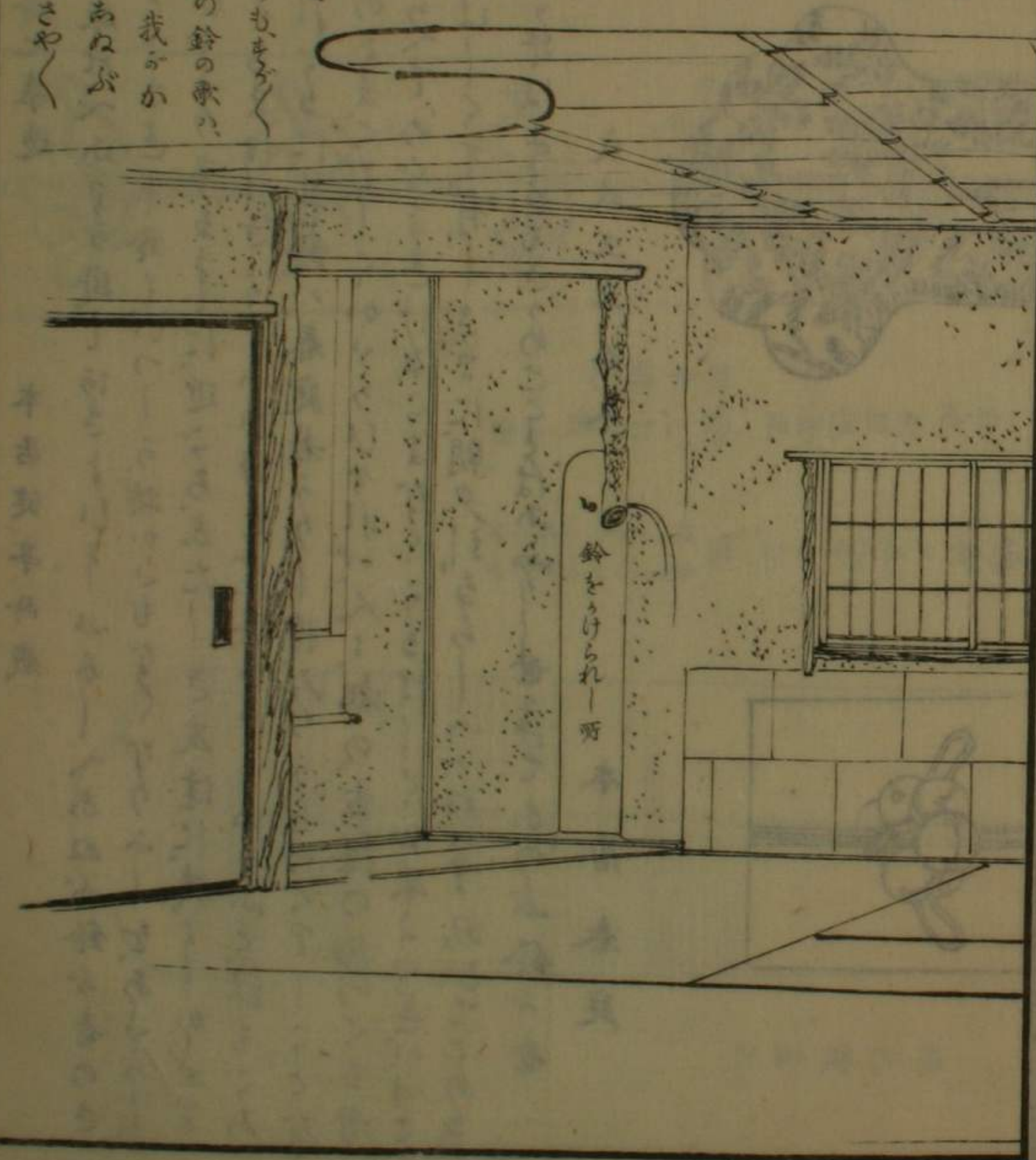
此、翁の晩年、日夜筆硯を、友とせられし所あり。かの、有名なる古事記傳を始
め、數十部の著書も、皆、こゝにて編輯せられたりとぞ。いとゆる鈴の屋、是なり。

在所八松
坂魚町ふ
れバ、本誌
輯録の區
畫外、屬
せるもの
ふれども、
全國敬神
尊王の氣
焰も、最爾
たる、六の
四疊半内
より發揮
えたるう
と思へむ、
懷春の情
を、難く、
強ひて、こ
ゝ挿入
せり。



鈴屋集

天明二年の
冬、家のうち
に、高き屋を
造りて、
鈴の屋とて、
三十六の小鈴
を、赤き緒よ
ぬきたれて、
柱かどにか
け置きて、物
むづろき
せり。引き
あして、其音
をきけば、心ちもまろ
しく思ひ、其の鈴の歌、
床のべふ、我がか
けて、古あぬぶ
鈴がねのさや〜



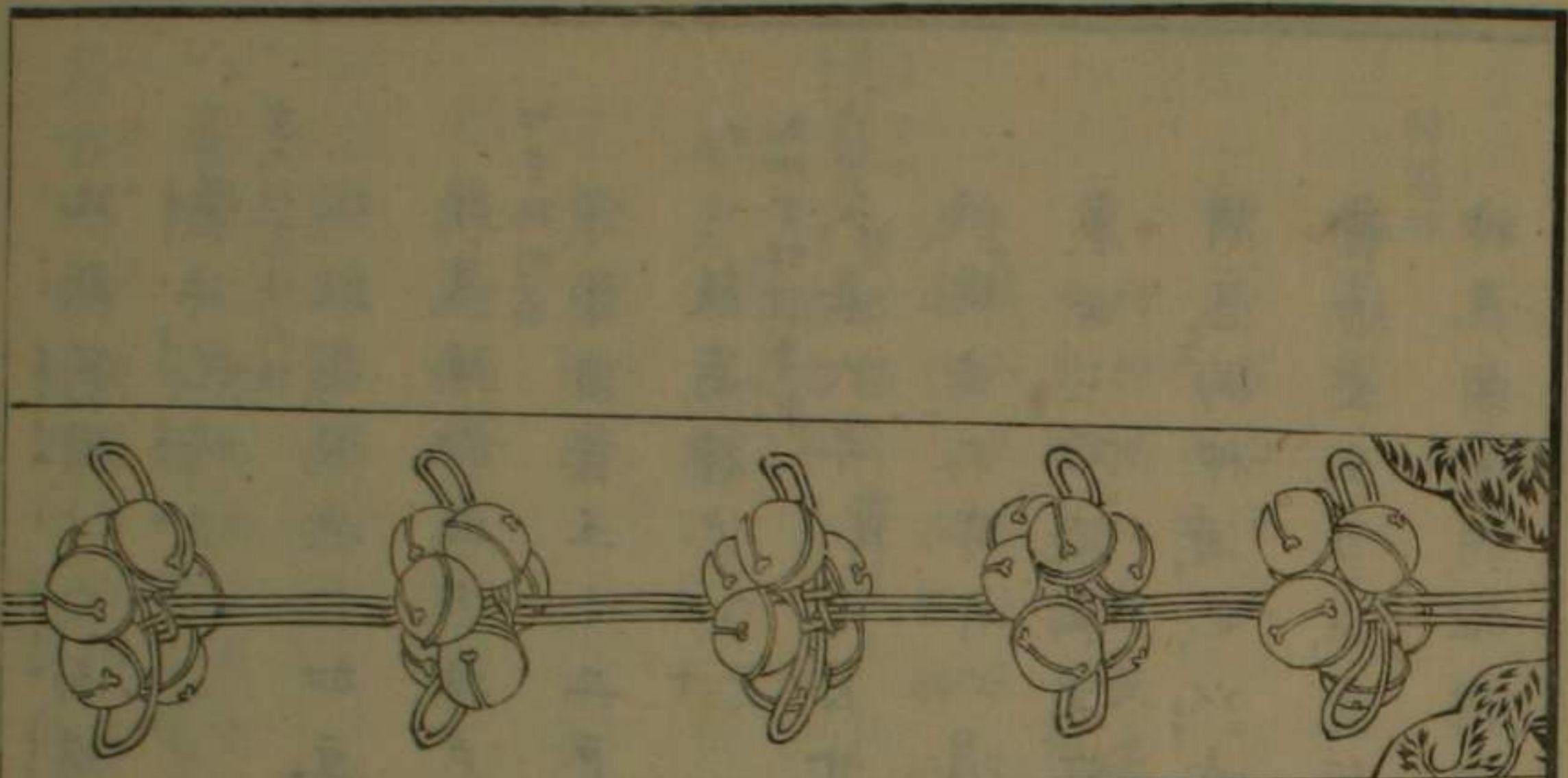
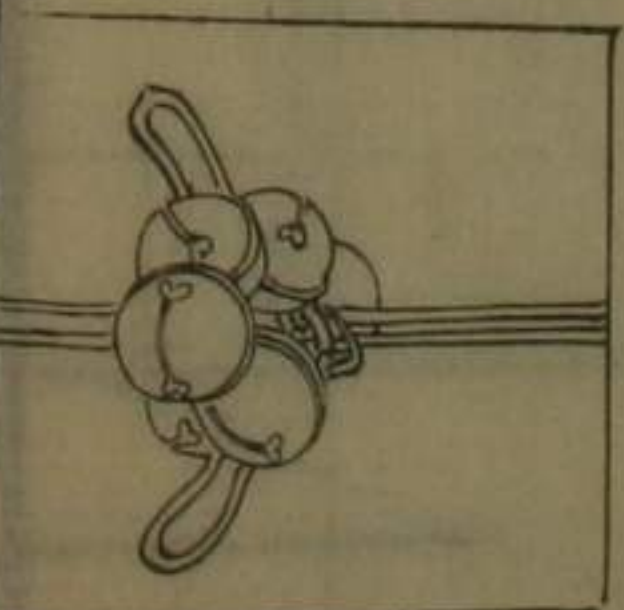
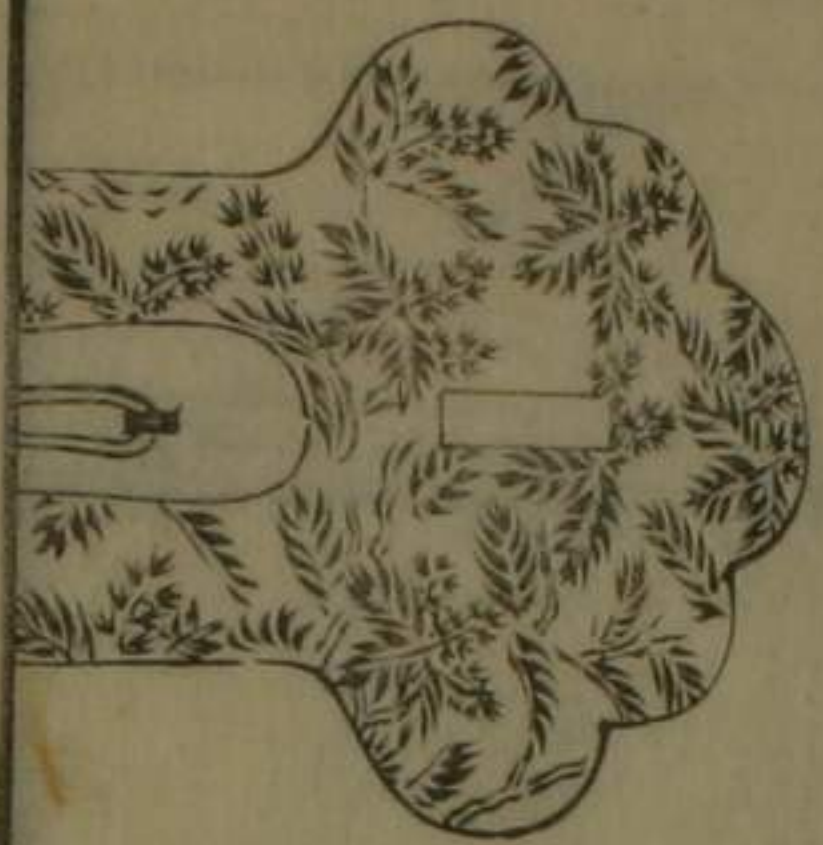
鈴の屏懸鈴之摹造

本居健亭所藏

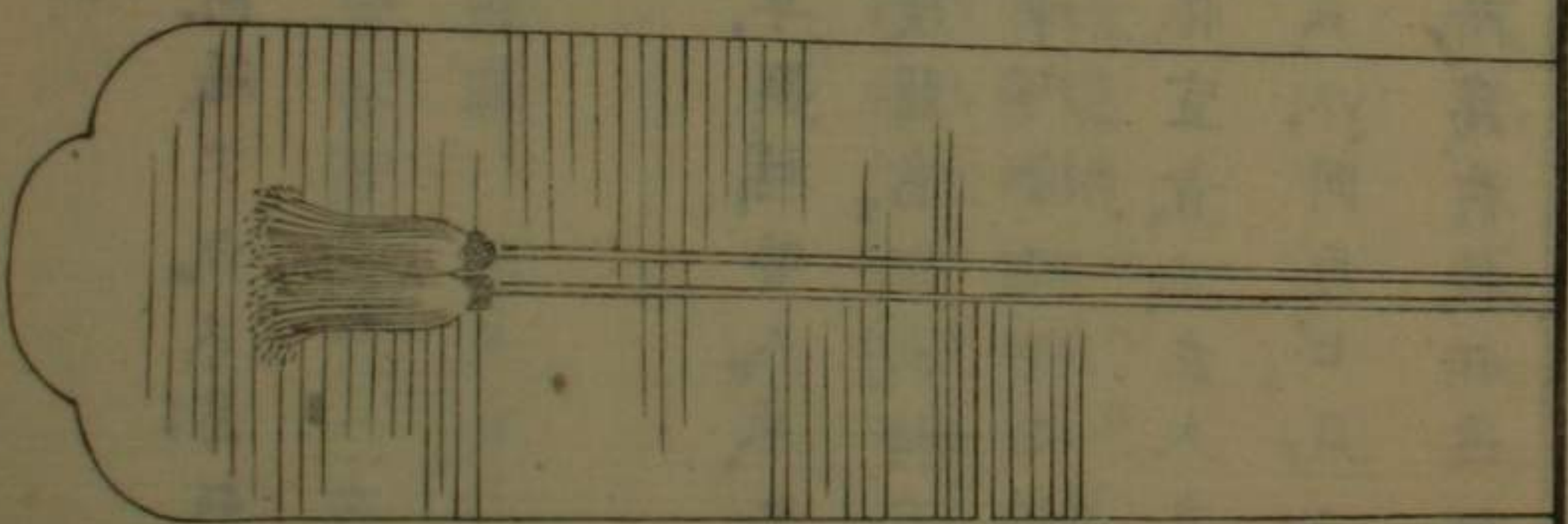
古翁の床はべふりが掛て何さよひりふみへおぬが鈴が音のさ
 やさやとよまきし鈴もいつの跡かさもなかりふりをあきら
 くおもひるりあるまに近ごろあたりき友達に其よりか
 て又つくらまほきよりいひけさじ其さよといふと福も
 小どそれなりに其鈴は春庭若うり一時みづうらつくことな
 きはそのさまくわくかうらひなれば人々都の古様の物つくる者
 にあつらへてめづまきけるこよなくうらはしく出来よまき
 よろこばしくて有さまに朝夕引るらいつあつす思ひてよめる
 かくりははよとせもきうめこころはあふり世うけてあのが鈴が音

文政五年午冬

本居春庭



白地桐模様金泥 鈴三十六箇 金銅
 組糸緋色
 總長三尺九寸七分 幅
 一尺二寸四分



緑色霞金泥

比飯高國止白而進神田並神戶倭比賣命飯高止白須事乎
貴止悅賜支

皇大神宮儀式帳

次飯高縣造乙加豆知平汝國名何問賜只白久忍飯高國止

神宮雜例集

白支神御田並神戶進支

伊勢國百五十二戸六處

飯高神戶 三十 六戸

太神宮諸雜事記

天喜六年戊七月廿七日宣示爾應早撰補替人來九月御祭

供進去二年十二月同三年六月兩度關忌飯高神戶御神酒

事云不記事發前大官司義任彼神戶檢田行之由愁訴天

關忌御神酒也以去三年六月三日依宣旨天左大夫中原師

範右史生惟宗資行伴成道等差使天以同月七日天義任與

神戶頭河内惟清被對問之處惟清所為前後相違既成故入

神鳳抄

人罪之重也仍被停止件惟清職掌被科大杖已了云々

飯高郡

神戶 百九十三 町三段

御神酒三缶長筵二十四枚祭料并造酒二十八石懸力稻四十束
端裏筵十四枚長筵六枚年貢郡所當御神酒米一石
筵六枚御籾米廿七石一斗在糧料八石四石二
斗云々在糧料八石祭料并造酒米十八石云々

垣鼻

愛宕町又續ける國道なり

神戶村元標

第三師團 廿六里八丁 三重縣廳 五里廿三町

飯高飯野郡役所 廿三町 松坂警察署 廿一町

松坂區裁判所 十八町

八雲神社

道の南に坐せり。産土神あり。

名古屋橋

國道名古屋川に架せる石橋あり。

此の川、一名を里中川と云ふ。源を、丹生寺村に發す。各村を迂回し、西黒部村に到り、金剛川に合して、海に注ぐ。
普照山信樂寺 道の南にあり。天台宗なり。

傳へ云ふ。往昔、法延寺と云ふ寺ありき。これ、其の舊趾なりと、神戸郷に、法延寺を草創せられしことは、續日本紀に見えたり。さきども、果して、其の舊趾なりや。否や。今も、知る由なし。

田原 垣鼻の東にあり。元ハ、大津の支郷にして、手原と云ひき。此の村の東北に、大津村あり。

手原御園

大廣山海會寺 道より南ある田圃の中あり。禪宗萬福寺の末刹なり。

香貢土神社 道の北側、小坐せり。村なり。

徳和坂 金剛橋以西の國道を云ふ。此の所は、神部尋常小學校あり。元も、坂路なりしを、近年開鑿して、今の如くにせり。

金剛橋 徳和坂の東にあり。國道金剛川に架せり。

土俗、此の川を、貧乏川と云ふ。水源を、山室村に發す。諸村落を回り、西黒部村に到りて、海に入る。

徳和暇 金剛橋以東の國道を云ふ。此の地、旗亭、軒を聯ね、酒旆翻くたり。

極門橋 徳和暇の國道、九手川に架せる石橋あり。九手川を、大字垣鼻と改めたり。橋の南に、同字久保村あり。

下村 徳和暇は、續ける國道あり。極門橋より東を、字四保と云ふ。奉宮鐵道、此の所を横ぎり通ず。其の東に、鶴橋あり。無名の小流は、架せる石橋あり。

神館神明社 道より十町許南に坐せり。飯高神戸の神館あり。神名意非多神社に充てたり。

中川 國道を横ぎれる小流あり。

水源を、蛸路村、笛吹山より出で、神館神明社の北を流きて、此の所に至る。舊蹟、聞書、神名帳考證等に、下村を、下樋村の畧稱して、此の

川を、即、下樋小川なりと云へども覺束なし。

上川 下村は續ける國道あり。此の處を、宇高田と云ふ。中央に、二つの石橋あり。共々、小流を架せり。

八柱神社 道の南側は坐せり。産土神あり。

東廬山法音院淨林寺 國道の南側は在り。淨土宗あり。此の寺、元、飯高郡八重田村に在りしを、享祿年中、此の地を移

郡界 上川と豊原との間を、飯高、飯野兩郡の界なり。石橋を、國道に建てたり。

櫛田村 飯野郡に屬す。本村を、大字、櫛田、豊原、清水、菅生、上七見の総稱あり。

燈橋 飯高郡と飯野郡との界なる國道に渡せる石橋あり。二橋、相接するを以て、かく名づけしや。是より東を、宇伊賀町といふ。

磯部川 櫛田川

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集に、此の川を以て、神の近場とすを

え、下樋小河の所又、大同本記に、磯部河より、以東を、神國と定め奉

るとも見えて、神郡沿革の所飯高、飯野兩郡の界を流るる川ある

ことは、論を俟たず。然るも、其の所在を、詳しきものなし。古屋草

紙、小磯部河を、池上村の西にあり。下相可此地、小流れ、末、櫛田川と、

一所あると載せ、皇太神宮儀式解にも、相可にある磯部寺に邊

ならむと謂へり。共に、池上村、磯部寺等の名より牽強せし説にて、

郡界を探究したる考證にあらず。仍りて、延徳の古圖を按ずるに、

飯野郡四條、一宮田里、五條、一宮田里、六條、一塚里、同條、二長田里と

あり。その西に、川を畫き、多津賀瀬と註す。其の西を、飯高郡の一條

十麻生里、二條、十一須木里なり。此の川、下流を、上河と合し、大口と

西黒部との間を過ぎ、海に注けり。是即、古の磯部河にして、中世多

津賀瀬と稱せしならむ。又、貞治七年二月、宮田前大宮司の紛失日

記、小、林一所、飯野郡西黒部字北庭、四至、限、東、川、限、南、川、限、西、龍瀬、限、

北、道とあり。此の龍瀬も、西黒部の西に當れむ。前と同ト川なるべ

し。さて、龍瀬と云ふ字を索むるに、知る者あり。よりて、今實地に就きて推考せらる。栴田村大字豊原と、神戸村大字上川との堺は、小流あり。水源も、神山の北、山添安樂の西ある谷より流れ出で、燈橋に至り、下流も、中川、九手川、名古須川、金剛川等と合して、一大川となり、港村大字大口の東まで、海へ入る。今、これを、真盛川、又、金剛川と云ふ。此の川、即、飯高、飯野、兩郡界を流る。中世の多津賀瀬川、小て、古神の近界なり。磯部河の遺跡からむ。

豊原

伊賀町の本村あり。西側小、旅館、茶店立ち並べり。此の所小、掃水、尋常小學校あり。

舊驛道も、六町許東あり。栴田と稱す。後世、官道の變遷せらるに隨ひ、栴田より、此の村に移轉せし者多し。故に、土俗、豊原と唱へむ。て、仍、栴田と私稱せり。近年、又、舊名を復したり。

大栴社

字西町、道の北側、坐せり。

延喜式

大栴神社

同書齋宮式

栴田橋

國道栴田村大字豊原と、漕代村大字早馬瀬との間あり。栴田川に架せり。長さ、四百八十尺、幅、十五尺あり。

栴田川も、水源を、飯高郡の西境ある高見山より發す。數多の小川を受け、波瀬村に至りて、漸、大河となり、更に、蓮川、月出川、福本川等、合せ、曲折して、東へ走り、有間野村に至り、多氣の郡界に沿ひて、廣瀬村に至り、多氣、飯野の郡界をなす。是より、益曲流し、多氣郡朝長村の北境に於いて、二派に分る。一を、被川といふ。一も、此の所に至り、更に、北へ折れて、飯野郡の中央に貫き、西黒郡村まで、海に入る。長さ、大約、拾八里、濶さ、百間あり。下流、七里約も、五十石以下の船を通ず。此の川、元も、被川より、井堰を以て、耕地に、水を引き、大溝なりき。其の證は、東寺所藏、兼和十二年十一月十五日の國符に、大國、庄、四至、限、東、宇保村、高岡、限、西、中万氏、墓、限、南、多氣郡、佐奈倉崎、限、

北四神山、東繩手、大溝とあり。又、保安三年正月大國庄田堵等の愁状、抑、謂、堰者堤塞、所謂、櫛田河之名也。件河廣五十餘丈也。又、埋、損、本溝、七八町、頽失之時、可改、堀、之溝、廿餘町也。件溝、廣二丈餘、深一丈六尺許也。とあるを見て知るべし。此の渠溝、遂に、一大江河と成りたりとぞ。神麻績神部脇田氏所藏の古記、人皇七十三代白河天皇御宇、永保二年壬戌、歲七月十日、中伊勢の地、大震、同月十三日、早朝より、大小風雨、被川、流を變じ、櫛田川へ流さ入り、田地、六百餘町を破壊し、社祠、十二字を流失すと見え、元和年間在世の、渭代郷法田村住人鈴木聖園の筆記、法田村も、神山の下よて御座候へとも、居所も、東のはてふて御座候。先年は、川東北、川計よて、西は、河無之候と記せり。古今、河流の變遷する、實に、驚くに堪へたり。櫛田名稱、被川の所、辨せり。參照すべし。

櫛田豊原の東北にあり。中世迄の驛道なり。

此の地、上よも記せる如く、元も、竹田と云ひき。往古も、竹首吉比古の本領地ありき。倭姫命、御櫛を落し給ひてより、今の名に改めたりとぞ。

其處、御櫛落給支、其處乎、櫛田止号給比、櫛田社定賜支、太神宮本記

櫛田河原、御厨九斗、内六月三斗、九月三斗、十二月三斗、神領目録

櫛田社宇社に坐せり。今、村社に列せらる。

櫛田社同書齋宮式

櫛田槻本神社宇槻本に坐せり。今、此の地の産土神と仰げり。

櫛田槻本神社同書齋宮式 櫛田槻木社神鳳抄 槻本御園

清水櫛田の北に在り。此の村の北に、菅生と云ふ村あり。元、長田流田神社、同所宇大里に坐せり。今、村社に列せらる。

延喜式 流田神社 同書齋宮式

須賀神社 同所坐せり。

上七見 清水の西北あり。井手郷に属せり。此の村の東、下七見村あり。

奈見神社 同所宇居屋敷に坐せり。村社あり。土俗、杉宮、又、奈見神社と云ふ。宇尔日記に中道宮と記せり。

奈奈見神社 同書齋宮式 神鳳抄 七見散在、神符公田

當時差定、調進七見村薺一籠

楊柳山康平寺 同所あり。後冷泉天皇の康平年中、安倍貞任を追討せしめ給ひし時、調伏せしめられし所なりと云

朝見村 本村を、大宇朝田、大宮田、立田、和屋、佐久目、西野、古井の総稱あり。

朝田 上七見の西あり。長田郷に属せり。此の村の北、大宮田、佐久目、西野、古井等の村落あり。

神鳳抄 長田郷、四十六町五反、三十歩

朝田神社 同所坐せり。産土神あり。

森塚 東岸江より、朝田に至る路の北側あり。天土塚とも、土宮とも云ふ。また、朝田を轉じて、オサタの社と稱す。これ、古の道饗

意非多神社 同所坐せり。とも云へど、妄誕にして、論ずるは足らず。

延喜式 意非多神社

光福山朝田寺 同所在り。天台宗あり。土俗、朝田の地藏と稱す。本尊を、半身枯木にて、牡蠣殻附著せりとす。

寺傳に云ふ。延暦十五年、練公の長者、朝田日向と號するものあり。古木の感得よりて、當寺を建立したり。但、開基ハ、僧空海ありや、又いふ。正應年中、伏見天皇より、修補の地として、土田、二十

八町を寄附し給へり。其の後、徳治三年、堂宇、田祿は罹りて、僧

須散再興したりや、いづれも、徴證すべきものあり。古田兵部少

輔信勝より、寄附状等、今に什藏せり。

朝田寺所藏文書

以上

朝田地藏。為御寄進。上田合七反。從兵部殿被遣候。彌無油斷御祈念可有之候。恐惶謹言。

九月十一日

林惣右衛門 花押

津田左兵衛 花押

朝田寺

金首座侍者御中

以上

今度寄進申通。朝田村領上川一校橋之川崎礫原之分。以來立毛付候ハ、地藏分可被成候。同路副之澤も後、立毛付候ハ、是も寺領可被成候。兵部殿へも得御意如此候。為後日如件。

慶長拾五戌年三月十一日

山本佐馬介 印

朝田寺

金藏主參

立利 朝田の東北に在り。長田郷に屬せり。此の村元も立利村富田の二村あり。今も併せて一村となせり。

穴師神社 同所田圃の中坐せり。土俗、杉社といふ。同書齋宮式。

穴師神社 同書齋宮式。

小金山 同所宇金北浦にあり。近年此の地より古鐵及刀鎗土器の類を發掘せりといふ。

和屋 朝田の東にあり。長田郷に屬せり。

翁塚 同所あり。

土俗の口碑に、此の地も、往古假面七箇天降りし處あり。其の内六箇ハ、當時の村民猿樂師和屋某携へて、度會郡一色村に移住し、残の一箇ハ、今猶本村に藏すといへり。假面圖様等も、一色村此所に出るへし。

西黒部村 此の村に、大字西黒部、松名瀬の総稱あり。

西黒部 和屋の北海濱に在り。黒田郷に属せり。

村内、四ツ家、銅屋、高須、湊崎、新田、川原等の小字あり。此の地、

榊田川の要津より、尤、運漕し、便あり。陸地より二町許に處、瑛

口、深さ、數尋あり。大船を容るべし。

神風抄

二宮黒部、御厨四十三石、當時東七、百、西八百、

黒部、御厨三石、内、六月一石、九月一石、十二月一石、

楯築明神 同所字北浦、一字大枝に坐せり。或て云ふ。延喜式内、

感應山西蓮寺 天台宗あり。同所にあり。

産物食鹽 此の地、塩田あり。食塩を産出す。

産物木綿 此の地、紡績の業、いと盛なり。世間、流布せる松坂木綿、

松名瀬 西黒部の東に在り。黒田郷に属せり。此の村を三分して、向

松名瀬、達摩、松世崎等の小字とす。榊田川の下流を隔て、

西黒部と相對す。塩田あり。食塩を産出す。

機殿村 本村に、大字六根、川島、新開、保津、魚見、腹太、井口中村、

六根 松名瀬の南に在り。井手郷に属せり。

大國玉神社 同所、坐せり。産土神あり。或て云ふ。近隣に清淨山

會郡大久保村にありと、

大國玉神社 同書齋宮式

御園神社 同所、坐せり。古の御厨の鎮守神なるべし。

川島 新開、久保 共に、六根の北に在り。井手の郷に属せり。

保津 六根の北に在り。井手郷に属せり。

耕作宮 同所、森田某の屋敷地に坐せり。或て云ふ。是、式内、香山、神

魚見 保津の西にあり。井手郷に属せり。字門前、新屋敷等の属邑

の舊蹟あらむとも云へり。毎年正月、菜薺を、神宮に、貢獻する事ありき。これ、若菜

の御園の遺例あり。

神鳳抄 魚見東御園、三斗五升、九月、同新御園、二斗五升、

同書 若菜御厨 若菜御厨

魚見神社

同所又坐せり。土俗、いほうづちさまと云へり。依りて、四方堤にます神とせる説も、非あり。塩田堤の上よ坐し、

倭姫命御船よて、多氣川を下り給ひ、川の後江ふ到らせ給ひ、

時魚、自然に集りて、御船よ入りぬ。皇女悦むせ給ひて、魚見社を

定め給ひきとあるも、此の社なり。往古も、此の邊に江灣、的形を

なせりきとぞ。今に、猶川尻と云へる村あり。

從是處、御船乘給天幸行其河後江尔到坐于時魚自

然集出天御船尔參乘支介時倭比賣命見悦給互其處尔

魚見社定賜支

魚海神社二座 魚海社二座

腹太 六根の東

腹太御園

宇留布都神社 同所に坐せり。産土神あり。或ハ云ふ。多氣郡内座村の乾

宇留布都神社 宇留布都社

井口中村 六根の南に在り。元ハ井口

神麻績機殿 同所あり。二ハ、八尋殿と云ふ。毎年五月十四日、十月

荒妙衣を織り奉る所あり。皇大神宮神御衣祭又供進す

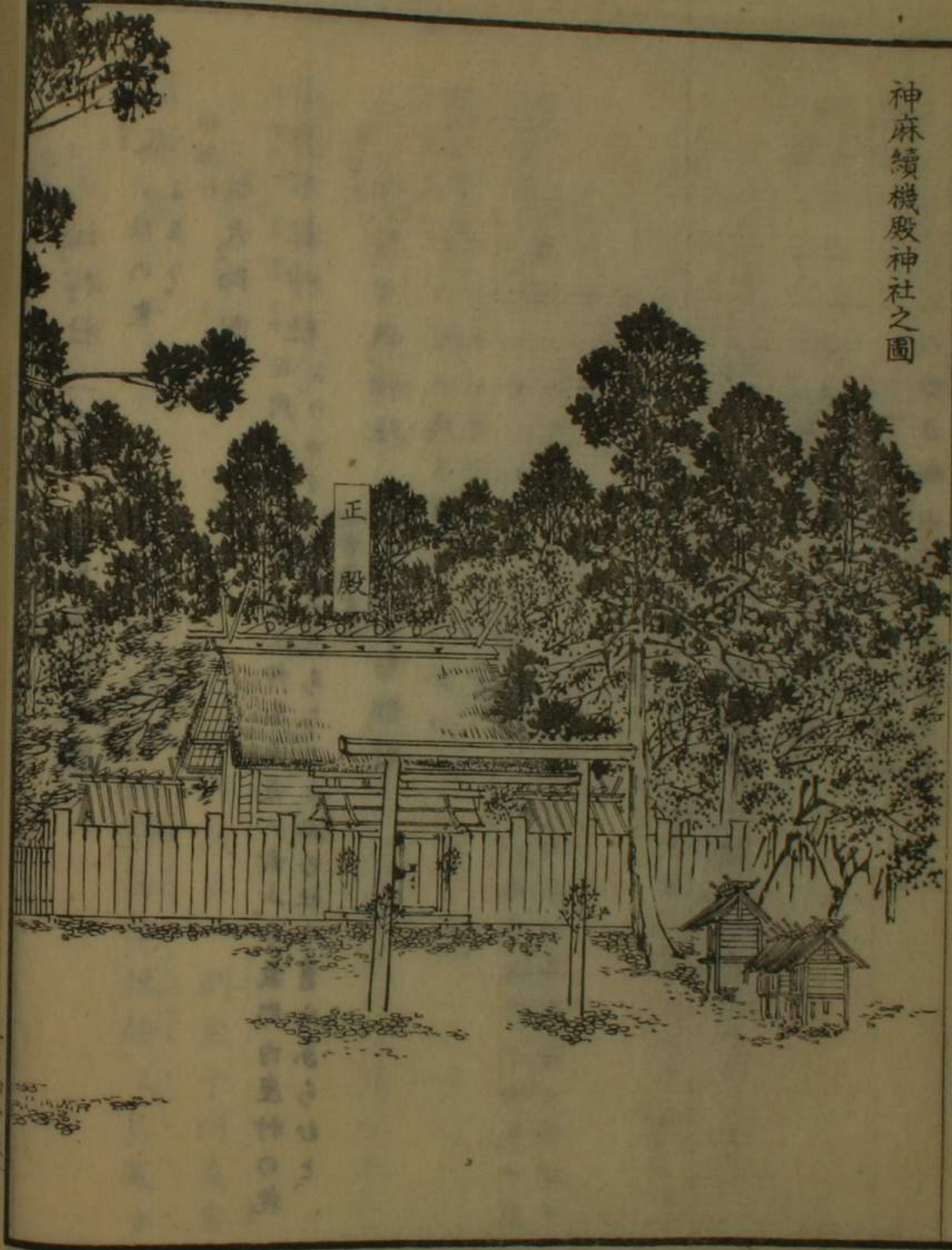
此の機殿、舊多氣郡大垣内村に在り。茂美曆三年に、此の所を移

志りとぞ。機殿の由来、及舊記考證等は、神服織機殿の所に出す。

神麻績機殿神社 同域内に座せり。皇

神山村 本村ハ、大宇中萬上蛸路、下蛸路

八太、山添、安樂、山下の總稱あり。



神麻績機殿神社之圖

中萬 豊原の南に在り。往昔、乳熊郷の本邑なりき。乳熊を轉じて、中万と稱せり。

神風抄 中万郷、七十二町七反、

石前神社 宇戸並坐せり。産土神あり。村社に列せり。

延喜式 石前神社

神生山乳熊寺 同所にあり。昔、大伽藍の古刹ありき。今て廢れて、僅に、觀音堂一字を存せるのみ。

太子山聖徳寺 同所にあり。淨土宗あり。傳へ云ふ。用明天皇丁丑の年九月、厩戸皇子の創立し給へる處なりと。

神山一乗寺 同所神山の巔にあり。天台宗あり。

此の寺、推古天皇の六年、厩戸皇子の創立に係る由いひ傳ふ。然れども、傳記焼失して、詳ならず。往昔、伽藍を文化年中、回祿の爲に盡し、烏有となり。當時、藤堂氏、此の地を領せり。依りて、寺領十二石を寄附して再建せりと云ふ。中世には、國司北畠氏の祈願所なりき。されど、延徳、明應、天文年間、同氏より寄せし文書

を藏せり。今、其の一を、左に録す。

一乗寺所藏文書

右神山寺山林之事、先年任御寄送之旨、可被存知之者也。

於此法度違犯之輩、可被處嚴科之由、依仰下知如件、

延徳二年八月五日

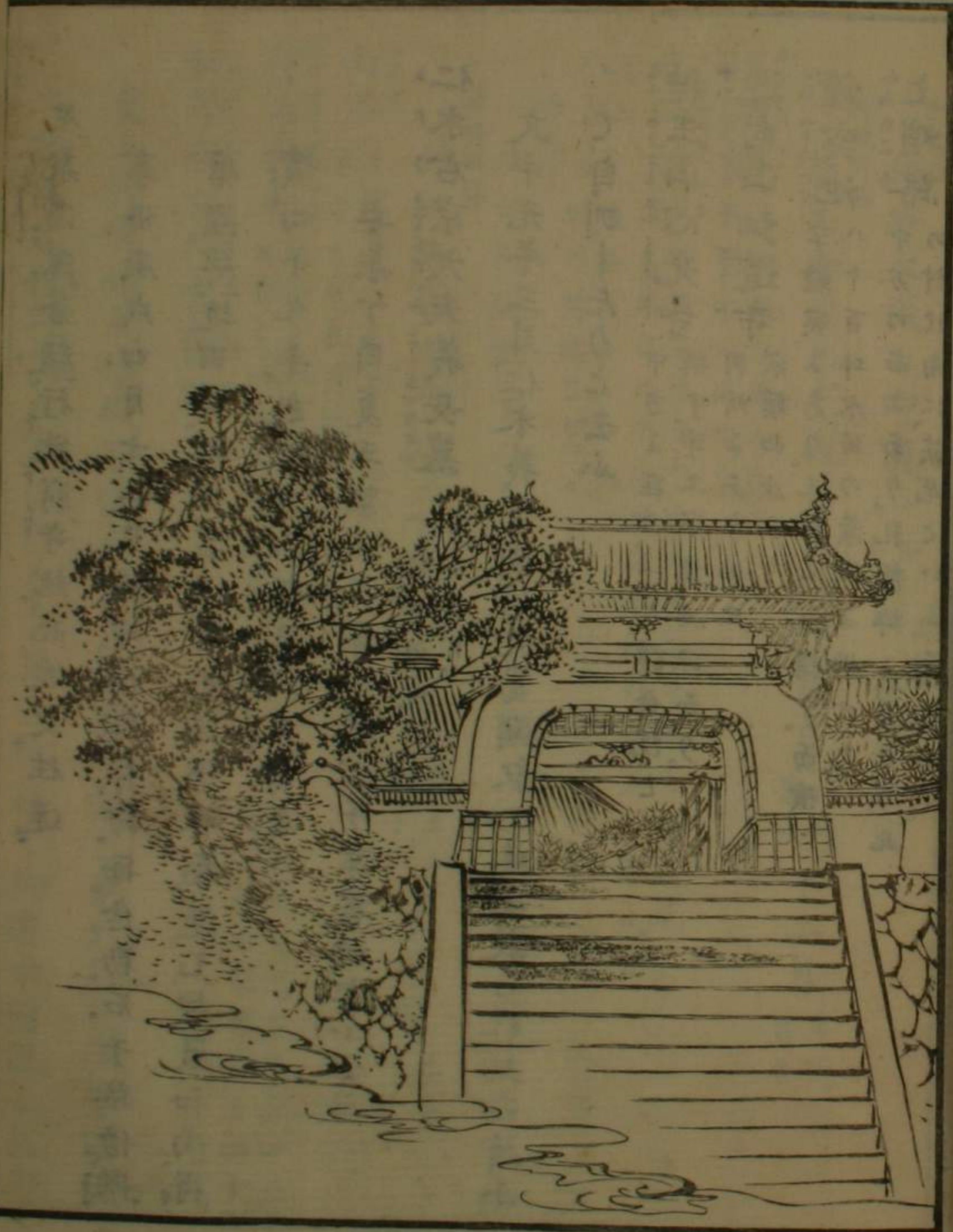
式部少輔 花押

神山 一乗寺の占據せる山を云ふ。

此の山、平地を抜くこと三十六丈。北は、勢海を隔て、近く尾参の巒嶂を望み、東を志山を跨ぎ、遠く遠州洋を觀る。白帆、飛鳥に如く、群島、卧牛の如く、烟波漂渺の間に隱見して、風光、最佳なり。一説に、是即、飯野高宮の舊趾なりといふ。山腹に、磨崖の碑あり。伊藤東厓の詩を勒せり。

伊藤長胤

修林夾、回燈、香刹倚、神山、沫至、小天下、已知超世間、雲深參、白



一乘寺之圖

足泉涌照蒼顏行欲窮奇絶此途更往還

享保庚戌四月十三日隨師遊此有詩每念勒石于路傍擬

磨崖碑近田時堀木富中野明德憑惟勸遂乞智嚴和尚得

償四十九年志誠成人不可以无壽也

安永丁酉夏五望 津 奥田子享書時年七十五

仁木右京大夫義長墓 一乘寺の境 内あり

文中元年三月仁木義長國司北畠顯能の為不敗られ此の所小
て自刻したりと云ふ

神生山心光寺 中万在り一、護念院と 稱す淨土宗鎮西派あり

迎向山弘道寺 同所あり淨土 宗鎮西派あり

鐘突池 字鐘突あり上池とも稱す面積 八千百坪水田の灌漑に供せり

上蛸路 中万の西あり乳熊郷に屬せり此 村北南に、菽尾といふ屬邑あり

蛸路大藏山御園 一石 同書 菽尾御園 五斗

菽尾御園九斗内六月 三斗 九月 三斗 十二月 三斗 菓子

下蛸路 上蛸路の東に在り 乳熊郷に屬せり

牛峰神社 同所坐せり産土神あり或云ふ延 喜式内の牛庭神社を此の社あらむと

八太 下蛸路の西あり 神鳳抄 治田の轉訛なり

治田御厨九斗

神領目録 治田御園九斗内六月 三斗 菓子 九月 米三斗 十二月 菓子

山添 下蛸路の東に在り舊山副と 書きたり乳熊郷に屬せり

神山神社 同所坐せり産土神あり今郷社と列せり土俗山添大 明神といひ或も、鑰取明神といひ又神山明神とも稱す

飯野高宮行宮舊趾

皇太神宮儀式帳機殿儀式帳、飯野高宮と見えたり伊勢國風 土記よむ飯野高宮に作り其の所在も御遷幸圖説よ飯野

郡神山藥師山ならむと云ひ、勢陽俚諺に、飯高郡下村の神館神明社なりと云ひ、世記講述抄に、飯高郡川俣谷作龍村あり、龍野神社ありと云ふ。いづれも、臆説にして、信ぜざるは足らず。然るも、勢陽雜記に、飯野郡高宮を、松坂より異、行程二里、山添村あり。神山の北の麓に、所有、神山の明神と。中、大神宮、宇治へ、御鎮坐ならざる前、先、高の宮に至り給ふとあり。俗、此、明神を、一鳥居と云ふ。宜なる哉とあり。又、神名帳考證に、神山神社、在、乳熊、郷、山添村、神山、北麓、土民稱、鑰取、神、と見えたり。今、其の地形を察する、小神山、北麓より、石階を登り、稍高き所、不至れを、東面に、神殿、拜殿、御饌殿等あり。老樹繁茂して、千古の風を存せり。此の社、古、正しく、行宮の舊趾ならめ。近年、社域を横斷して、參宮鐵道を架設せる、小より、大、風致を損たり。

大神宮本記
飯野高宮四年奉齋

次、飯高縣、造乙加豆知乎汝國、名何問、賜支、白久忍飯高國

止、白支、即神田、並神戶進支、而飯野高宮坐支、

垂仁天皇、廿二年癸丑冬十二月二十八日、飯高、高宮奉齋、

于時、造進飯野神戶、

安樂 山添村の東に在り。拂田郷に屬せり。元々、安樂寺と云ひき。

西方山安樂寺 同地、西派あり。宗鎮西派あり。

天神祠 同寺の境内に坐せり。菅原道真公を祀る社あり。土俗、安樂天神と稱す。毎月十五日、遠近より參拜する者多し。

山下 安樂の西にあり。拂田郷に屬せり。元々、泉村と云ひ、藤堂和泉守の封土なるより、元和中、領主の号を避けて、山下と改めたりとぞ。

神風抄
泉御園、九月、

射和村 本村に、大宇射和、阿波曾、御麻生、菫、莊村の總稱あり。

射和 中万の西あり。伊佐和とも、伊射和とも書けり。乳熊郷に属せり。

伊佐和神社 同所に坐せり。

延喜式 伊佐和神社 同書齋宮式 伊佐和社

射陽文庫 同所竹川某の構内あり。嘉永六年、竹川竹齋の創建したる所なり。書籍、及書畫、幅、器物等を藏せり。

澤龜山醫王院射和寺舊趾 同所あり。真言宗あり。

此の寺、又の名を、福眼寺とも、福龍寺とも稱せし古刹あり。今を

廢れて、僅よ、藥師堂を存せるのみ。中世、國司北畠氏の祈願所か

りしに依り、長祿、寛正年間、同氏より、此の寺に寄せたる文書數

十通、今に、射陽文庫に藏せり。

戴龍山地藏院延命寺 同所在り。浄土宗あり。

寺傳を按むるに、天平年間、僧行基の開基なり。元と、地子免除、無

本寺の大伽藍ありき。堂塔廿四坊、末寺一百餘あり。本尊地藏尊

と、行基の自作ありとぞ。文明六年、僧光譽盛觀之を、浄土宗に改

め、知恩院の末寺小列せしめたり。盛觀、夙よ、高德の譽あり。國司

北畠氏の崇敬淺らざりき。文明十年、諸役を免除せられ、長享

二年、寺領若干を寄附せらるたり。其の後、北畠氏の亡ぶる小及

び、諸堂宇、次第に廢壞せしを、正保年間、僧然譽再建したりとい

ふ。現存の堂宇、即是あり。惣門の如きは、當時、國司より寄附せし

ものなりと云へり。其の什藏せる文書、此内、信雄の朱印を、左に

掲ぐ。

以、四目指郷之内、永樂五十貫文、令寄附畢、永代可為寺務者也。

天正拾一年拾月

延命寺

信雄 印

萬豊山伊馥寺 同所あり。浄土宗あり。或ハ云ふ。元、延命寺の支院ありきと、此の他、同所、天台宗首楞山蓮生寺、真宗

土呂山本宗 寺等あり。産物輕粉 粉と稱す。

氏經日次記三郡内神稅徵納注文の條小、白粉燒竈神稅とあり。何時の頃より始めしもの。此の地は村民丹土を採り、承合せて、輕粉を製す。近年、國分某之を、米國博覽會出品し、大に賞賛を得たりと云ふ。

射和村元標

- 第三師團へ廿九里二町八間、 三重縣廳へ七里十九町十八間、
- 相可村へ 一里十一町十間、 津田村へ 九町二十七間、
- 茅廣江村へ 一里十四町十五間、 大河内村へ 一里卅五町四十三間、
- 花岡村へ 二里十町五十六間、 神山村へ 一里四町一間、

下池 字神山谷に在り。周囲、二百一間、面積、二千二百二十坪。水田の灌漑不供せり。

阿波曾 射和の西あり。元、岸村、或、愛曾といひき。乳熊郷不屬せり。

夫婦石 同所字芋藏に在り。二石、相對峙す。故、此の名あり。

龍燈松 同所字岸垣内にあり。一根三幹、高さ、九十八間餘あり。燈籠の形をみせざるを以て、かく名づく。

上池 岩本池 床世池 スゴウ池 山口池 同所あり。共、水田の灌漑不供せり。

庄村 阿波曾の西あり。乳熊郷に屬せり。

御麻生園 庄村の西に在り。乳熊郷に屬せり。

講述抄、麻園を、射和村の西に在る御麻園村、是なりとあり。皇大神の御衣を織り奉る機殿御料の麻園なり。

太神宮本記 余時吉比古地口御田並麻園進、御麻園、神人三宅、國重、

天喜五年九月十四日、恒例、神御衣、式日闕怠、不供奉事、發、

勅中記弘安七年九月十日條

字歛方、御麻生園、預清原、秀延、加出、來天、大神宮、乃天、平賀、奉造、料乃板負、馱、横切、放、已了。

參院申、神宮神服、麻績、兩機殿、御糸、御麻園、神人等申、為齋、宮寮、被擗、取其身、下。

紀師神社 同所北山腰に坐せり。土俗、岸御林といふ。

紀師神社 同書齋宮式

下池 字楠に在り。面積、七千三百八十坪許。水田の灌溉に供せり。

漕代村 木村を大字、早馬瀨、高木、稲木、横地、目田、伊勢場、法田の総稱あり。

早馬瀨 櫛田川の東岸、國道に沿へる村をいふ。漕代郷に屬せり。此の地、驛傳馬を、古書に、ハイマと訓ぜり。

宇氣比神社 同所を坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

醫王山大乘寺 道の右側にあり。浄土宗あり。

漕代村元標

三重縣廳へ六里十町

多氣郡役所へ二里二町

齋宮へ三十二町

櫛田村へ二十四町

機殿村へ壹里十町

相可村へ二十九町

高木 早馬瀨の北に在り。漕代郷に屬せり。

神垣神社 同所を坐せり。

神垣神社 延喜式

横地 目田、伊勢場、共、早馬瀨の南に在り。漕代郷に屬せり。

法田 早馬瀨の南、櫛田川、被川分派の所あり。元、土田と書きて、ハニタと訓ぜしを、後世訛りて、ハツ田と轉トたりとぞ。

稲木 早馬瀨に續け、國道あり。

中稲木御園

稲木神社 道の北側に坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

産物紙煙草此の地は之を
齋ぐ家多し。

本舗を池部某と云ふ。稻木神社の東隣に住し、壺屋と號せり。祖
先の代より、菅笠、桐油、合羽等を製造するを業とし、終に桐油を
以て紙煙草入を作ることを發明したり。其の年代詳ならず。古
き狂詠に、夕立やいせの稻木の煙草入ふるなる光るつよいか
みかりふといへり。當時の製を頗質素なりき。近年及び、意匠
を凝し、精巧美麗の品を出すに至り。共進會博覽會等の内外
國に用くる毎、之を出品せしむ。いつも審査官の好評を博し、賞牌
を贈られたり。凡南勢の地方より、紙煙草入を齋ぐ家も、心壺屋此
記號高標を掲ぐ。然せざる時も、往來の旅客、顧みる者なりと云ふ。

楔川橋

飯野郡漕代村大字稻木と、多氣郡齋宮村大字
竹川との間ある郡堺を流る、楔川に架せり。

中世までも、齋官群行、及勅使、例幣使参入等の時、大神官司の卜部

此の川よて修楔したりき。故に、楔川此名あり。又多氣川、竹川、稻木
川、あどやも稱せり。水源も、高見山より出で、法田の南よて分派し、
一を、櫛田川と名せり。一は、此の所に至る。下流ハ、阪本、中海、佐田、前野、
八木戸、藤原等の諸村を経て、海に入る。其の間、三里弱、濶四十間あ
り。其の一里許を、八石以下の小船を通ずべし。案むるに、此の川を、
即、古に櫛田川なり。今の櫛田川を、上よ述べたるが如く、永保二年
七月大洪水の節を派したる者あり。伊勢勅使部類記ハ、関河、安濃
河、雲津河、竹河、宮河と次第し、竹河の分注小、或は、櫛田川といふや
あり。延喜齋宮式、江家次第等も、下樋小河、多氣河とありて、其の
中間ハ、櫛田河の目なり。まゝ、太神宮諸雜事記ハ、天喜四年九月十
四日、朝出立之程、逗留在天麻績機殿、御衣奉納、辛櫃、櫛田河、西岸出
立畢とあり。機殿の所在も、今の櫛田川より、遙の東に當り。され

む、御衣の辛櫃を機殿より昇き出でて、西岸よ立つべき由あり。是亦、古の栴田川を、今の抜川たることの、確なる證あるべし。

延喜式

九齋内親王參入之日、飯野郡栴田河、浮橋者、太神宮司專當

其事、令神郡人臨時營作

太神宮諸雜事記

神服乃御衣式日出立進、天、宇稱木川原、麻績、御衣、相待之間

時刻式日已過

八雲御抄

之、一、だ河、伊勢齋宮、御前、川也

家集

君、すむ栴田川、や乱きたるかみの心もうちと事ぬらむ

俊 頼

同、もみぢ葉の流る時を竹河、れ淵の緑もをかきりけむ

躬 恒

貞元元年、初齋宮の侍従の、ぐりやよおす守るあひだに、八月

廿五日庚申、夜、人々まわりあひてあそぶに、あそびの心を、

同

神代より名もかきらぬ竹河、のよきを君よぞかきわらむ

源 順

夫木抄

竹川の櫓のつめある花園よ我を、はゆるせめさうたぐて

作者未詳

同

後よ又誰う来てみむ竹河、やむまぶ常も紅葉ちるなり

定 家

歌枕名寄

竹河や湯田跡を、これをはやくと山田の系、れ松はもねむ

長 明

被川船賃制札

船賃定

一 常水

壹人 壹錢

乗掛人 三錢

駄荷壹足 同

駕壹挺駕昇共 同

一 中水

壹人 三錢

乗掛人共 九錢

駄荷一足 同

駕壹挺駕昇共 同

一大水

壹人

六錢

乘掛人共

十八錢

駄荷壹足

同

駕壹挺駕昇共

同

常は渡錢不取來者小く、自今も取まどきもの、

右之旨堅相守之、若令違背者可為曲事者也、

元祿十五年正月

郡塚

被川を以て、飯野、多氣の兩郡塚とす。

齋宮村

本村を、大字齋宮、竹川、金剛、辰、平尾、池村、上村、岩内の総稱あり。

竹川

被川橋の東に續ける國道なり。竹川の名義を、前より出せり。

大櫛森

道の南側あり。

被所

道の北側ある田圃の字は残り。古、多氣川の修被は、此のわたりよて行ひしからむ。

延喜式

五月十一月晦日、隨近川頭為禊、

同書

凡祈年月次祭、使參入者、大神宮司、卜部、祇候、多氣川解除、

愚昧記治承元年九月十四日條

至多氣河、以舟渡之、○中於松樹下、修禊、大神宮司儲、被物

并座等、予座、纏、綱、緣、半帖、被、物、折敷、高杯也、王以下、座、白、縁、小半帖、被、物、無、高杯、予、座、傍、換、紙、於、竹、立、之、つ、下、畧

幸橋

園道字花園に架せる石橋あり。被所の東に在る橋故に、土俗、再拜橋といひしを、いつの頃より。幸の字に改めたり。

要御抄

さいもひの橋、伊勢、

歌枕名寄

頼もき名もある武にてけ、まづさいもひの橋を渡らむ

太宰大貳高遠

度會元長

花園森

幸橋の北一町許、字蛭の澤あり。

竹神社

竹川村に坐せり。産土神あり。土俗、檜宮といふ。今、郷社に列せり。

延喜式 竹神社 同書齋宮式 宇尔日記 竹上社 たけ宮

金剛阪 竹川に續ける國道あり。此の村、竹川と、天牙相接し、大字齋宮の境塚に至り。

齋宮 竹川、及金剛阪に續ける國道あり。往古、齋の宮の座、ませり志所なるを以て、今に、此の稱あり。

神風抄 齋宮 柑子御園、六斗、

牛庭神社 道の北、御絲道の側、坐せり。或ハ云ふ。本郡牛草村の産土、延喜式、同書齋宮式、牛庭神社ありと、いづれハ是ならむ。知らず。

竹都 同所の美稱あり。齋内親王の座、ませり竹都、ありしを以て、竹の都とも、竹の宮ともいへり。

能因歌枕 竹都も、齋宮御所あり。

大和物語 伊勢の國は、前齋宮たも、ま志ける時、堤の中納言、勅使

よてくだり給ひて、

吳竹のよ、け都ときくからに、君を千年の疑もな

御返をきかず。彼の齋宮のたも、ます所ハ、たけの都とか

むいひける。

夫木抄 思た、竹の都を霞みつ、志め、此内なる所、代のけきを、俊 頼

同 常磐ある竹の都、此石がれ、嬉きふを、かえてぞとる、同

竹の宮、まがきに、うゑて、子代までも祝ひ、初めをむ、侍君を、れ、俊 成

齋宮寮舊趾 同所、ま在り。國道の南、北、數十町、ま亘れり。

延喜齋宮式を按ずるに、九溝隍、四邊、列植、松柳、と見えたり。齋宮寮大垣の外も、四方、溝隍を繞らし、松柳を並べ植ゑてあり。其の志るし、其の舊趾、ま就いて、檢するに、東の境を、鈴池といふ。西は、國道より、坂本、至る路の東傍を、限とす。北を、字、ゆ、うざむ、堀といふ。南も、天正年間、北畠國司の臣、乾某、居を占めて、田圃を開墾せしよし、人民、次第、ま移住して、遂に、一邑をなし、西堀木郷と呼べり。其の四至の處、に、渠濠の趾、とも遺り、又、御館、御川、上園、下園、井戸屋敷、

柳原等の字も存せり。これ、齋宮寮内中外三院の舊蹟あり。

因に云ふ。今道の北側ある叢林中に、小祠あり。土俗、野宮と稱せり。野宮とて、齋内親王伊勢群行の前に、宮城外の浄野にて、齋戒志給ふ御殿の名あり。嘗てあるべき筈なり。さるを、此の地を、野宮と以ひ、齋宮の舊蹟と志たるは、康永参詣記の文を誤解して、後世、好事家の附會したるものなるべし。

△康永参詣記

齋宮ふまゐりぬ。古の築地の跡と覺えて、草木の高き所あり。鳥居も倒きて、朽ち残りたる柱の、道は横たをきるを、人だにもかくと知らせずむ、只、伏木とのみぞ見てをぎなまし。齋宮と申すも、たえて久しき趾なりしを、近頃、再興有るべしとて、花やなる風情など有りしども、芳野山の櫻、常あき風よさをえれ。嵯峨野の原に女郎花、あだふる露よ志ほこしらば、野宮の名乃

み残りて、齋宮の御降も及むず。神慮のうけおぼしめさぬ政なりけり。とて、此の時こそ思ひ合せ侍りし。是も、近き程の事か也。

齋内親王

齋内親王も、崇神天皇の皇女豊歙入姫命を以て、始とす。垂仁天皇の皇女倭姫命代り立たせ給ふも及び、大御神を戴き奉り、諸國に名山大川を巡行志給ひて、御鎮座地を覓め給ひ、終に、伊須須の宮に鎮め奉らせ給へり。此の皇女も、一百三十年の久しき歳月を終始、一日の如く齋き奉らせ給ひき。其の御功績、古典も顕著あり。次、小景行天皇の皇女五百野姫命代らせ給ひぬ。御三代、既にかくのごとし。是より、定典となり、御代々の天皇、未嫁に皇女を卜定し、大御神の御杖代として齋き奉らしめ給へり。

七十一代後醍醐天皇の皇女祥子内親王の時に至り、元弘の乱ありしは、野の宮より退下志給ひて、伊勢への群行を得せさせ給ふざりき。是より後、齋宮を定めさせ給ふこと、遂に廢れたり。維新の際、物ごと、總べて、昔より復さざりしと、齋宮を興へ給ふざりき。いふなる由ふ。今、齋内親王の濫觴、及其の稱の異左。あつるものを、歴史中より抄録して、

日本書紀崇神天皇條

六年、先是、天照大神、倭大國魂二神、竝祭於天皇大殿之内。然、畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於

古事記

倭笠縫邑、仍立磯城神籬。○下

古語拾遺

妹豐鍬比賣命者、拜祭伊勢大神之宮也。仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉。

日本書紀垂仁天皇條

廿五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐鍬入姫命、託于倭姫命。

古事記

次倭比賣命者、拜祭伊勢大神宮也。

日本書紀景行天皇條

二十年春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女、令祭天照大神。元年春三月庚戌、○中稚足姫皇女、更名、栲幡是皇女侍伊

勢大神祠。

續日本紀

大寶元年二月己未、遣泉内親王侍於伊勢齋宮。

同書

天平二年秋七月癸亥、詔曰、供給齋宮年料、自今以後、皆用官物、不得依舊充用神戶庸調等物。

同書

寶龜三年冬十月己丑、以酒人内親王為伊勢齋、居春宮齋宮。

日本後紀

延曆十五年二月乙亥、齋内親王欲歸京、造頓宮於大和國。

日本後紀

大同元年十二月壬寅，以大原內親王為伊勢齋內親王。

同書

天長五年二月己亥，宜子女王奉定齋王。

延喜式

九天皇即位者，定伊勢太神宮齋王。仍簡內親王未嫁者，卜

之。若無內親王者，依世訖，即遣勅使於彼家告示，事由神祇

祐已上一人，率僚下隨，勅使共向，卜部解除神部以木綿，著

賢木立殿，四面及內外門，賢木木綿所司備之，解除其後擇

日時，百官為大袂。同尋常二季儀。

同書

九齋內親王定畢，即卜宮城內便所，為初齋院，被禊而入。至

于明年七月，齋於此院，更卜城外淨野，造野宮，畢，八月上旬

卜定吉日，臨河被禊，即入野宮，自遷入日。至于明年八月，齋

於此宮，九月上旬卜定吉日，臨河被禊，參入於伊勢齋宮。

同書齋內親王奉入時祝詞

進神嘗幣詞，申畢，次即申曰：辭別，申給久，今進流齋內親

王波，依恒例，氏三年齋，比清麻波，御杖代止，定氏進給事波。

皇御孫之尊乎，天地日月止，共尔常磐尔，堅磐尔，平氣安久。

御座座武志米，御杖代止，進給布御命乎，大中臣茂粹中取持

氏恐美恐毛，申給久申。

西宮記

天皇行八省主水供，御手水次，御大極殿，御高座，中臣自北

東，戶奉麻內侍傳之，齋王參入，藏人儀輿入，自嘉喜門，停北

戶內，齋王着南面座，王幼乳母抱之，天皇召少納言，如例，氏

着唐衣裳，玉菱等，以次不上，髮為童，天皇召少納言，如例，氏

氏參進立版，召如常，詞在內裏式，氏昇自東福門前，天皇

以小櫛加王額，藏人仰作物所，令入小櫛，篋內侍取傳奉

江家次第

次，天皇召額櫛，篋次藏人頭執，付內侍，內侍取篋，開蓋

置御座，左方席上，蓋置北，內侍奉仰進齋王，許申可近，參給

由親王近候御前御乳母奉抱女房捧几帳社候天皇以櫛刺加其額勅京
 乃方仁趣支給奈次内侍以櫛筥給親王乳母之至勢多頓
 宣命次大臣令奏可給使王御馬由勅許畢仰外記次長奉
 送使令奏路次間非違濫行任法可糺彈典勅許食次關司
 開東面戸次王輿入自東福門寄於件戸下次親王出自東
 戸乘輿出自昭訓門勅使公卿以下相從女騎等候御後
 元弘元年八月廿四日戌刻主上行幸南都又笠置山中宮
 赴野宮季房供奉于時一品公主立齋宮在野宮
 和銅五年壬子夏四月遣長田王于伊勢齋宮時山邊御井作歌
 山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鴨
 野の宮よ齋宮の庚申志侍りける小松風入琴といふ題をよみ奉候

南方紀傳

萬葉集

拾遺集

金葉集

琴の音よ峯此松風通ふらうづれの緒より志らるめけむ

齋宮女御

郁芳門院伊勢よおそいましける時六條右大臣の北の方あからさまにくたりて侍る時思ひかけぬ鐘の聲のほけらよきこえけきは

神垣のあたりと思ふにゆふたすき思ひかけぬ鐘の聲哉

六條大臣北方

新古今集

公繼卿公卿勅使よて太神宮に詣て帰り上り侍りけるよ齋宮の女房中より申し送りける

作者未詳

同

うれいさもあそもいるに春ま一故里人よどれまかむ

春宮権亮公繼

續古今集

別ることもたちも離れ人志まほる思の烟むらりは

月華門院

同

なほきても別るみちの旅衣つゆより外は袖やぬれあむ

権中納言雅長

伊勢よ御座しける時女郎花を裁ちらきたりけるよ糸へ帰り上り給ひて

新古今集

うゑにきて花の都へ帰りなむ恋かるべき女郎花かな

蕭子内親王

新葉集

いと川頼む心を濁らぬをなごほるせの猶定むらむ

祥子内親王

野の宮より退下
の後宮を見て、

忘さめや神のいふきの榊葉よゆかのけさへ一雲の曙

同

山家集

夫木抄

思ひやる齋のまを流りて花咲き残るかまつむごころぬ

西行

同

永きよのためしにひらむ鈴鹿川越えて齋のまよりいの志の

家隆

歌仙家集

兼代と天の空まできこゆるは夜ふらさ松の志らなりけり

兼盛

初冬の夜庚申の日の夜伊勢いつきの宮けさぶらひふ
て、松声夜の琴よ入るといふことを題よて奉る歌、

家集

夜をさむと琴よもいる松風は君ふひのれてまをさくらむ

源順

同

言のまにかけても何の思ひ出づる齋の森のよめは下草

長明

齋内親王神事供奉

齋内親王神事供奉の次第を案むるに、毎年三節の祭をも、其の
月の十五日、齋宮を由てまゝて、離宮院に移り給ひ、修被の後、一夜
齋宿をさせ給ふ。かくて、十六日又は、豊受大神宮、十七日又は、皇
大神宮の御祭に仕へ奉らせ給ふ。御祭了りて、奉幣使、宮司等、不
祿を賜ふ。十八日、離宮院にて、豊明神事を行せられ、同日、此の
宮より還らせ給ふ恒例なりき。

延喜式

十六日、朝饌之後、齋王參度會宮、路邊窮者賑給如常、禊度
會河參入、神宮、至板垣門、東頭下、與入外、玉垣門、就東殿、
并掃部司、神宮司、執、鬘木綿、入外、玉垣門、而跪、命婦出受、以
供奉、裝束。

奉齋王拍手而執著髮又神官司持太玉串入同門而跪命婦亦轉奉齋王拍手而執捧入内玉垣院内就座席命婦若女孺二人陪避席進前再拜兩段訖玉串授命婦受轉授物忌受執立瑞垣門西頭齋王還就本座官司宣祝詞訖物忌内人奉幣帛案齋王并衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出就解齋殿給酒食訖入外玉垣門供倭舞先神官司以下及主神司寮官次第舞次齋宮女孺四人供五節舞訖給祿有差其後齋王還著離宮主神司中臣候南門奉御麻十七日參太神宮襖御裳洗河自餘之儀同度會宮事見太神宮式是日神官司獻物即賜祿又奉幣使同賜祿並各有差十八日齋王還宮主神司中臣候南門奉御麻兼供奉大殿祭祇承國司賜物

齋宮寮

齋宮寮をもと齋宮司と稱しき天平十八年八月より始めて寮を置らざり。齋宮頭と大寶二年正月、後五位下當麻真人橘の任せらる。延暦四年造替の時よりは造齋宮長官を置られたり。天長元年多氣齋宮は大神宮小離きて不便なり故に離宮院を以て常の齋宮に充てられ承和六年に至り再詔して舊に復せらる。事も古典に詳なり。

續日本紀

大寶元年八月甲辰齋宮司准寮屬官准長上馬

同書 大寶二年正月乙酉從五位下當麻真人橘為齋宮頭

同書 神龜四年八月壬戌補齋宮寮官人一百廿一人

天平十八年八月壬寅置齋宮寮以從五位下路真人野上

為長官

同書

寶龜六年八月癸未、伊勢尾張美濃三國言、異常風雨、漂沒百姓三百餘人、馬牛十餘、及壞國分并諸寺塔十九、其官私廬舍不可勝數、遣使修理伊勢齋宮。

同書

延曆四年夏四月丁亥、從五位上紀朝臣作良、為造齋宮、長

官

日本後紀

天長元年九月乙卯、詔曰、天皇詔旨、坐掛畏幾大神、乃大前仁、申給止、申久、多氣、乃齋宮大神宮止、離遠天、每事、無便、因茲、天、度會、乃離宮、遠卜定、天、常齋宮止、須倍、狀、申出、事、恐、美、恐、美、申、給、止、申、

續日本後紀

承和六年十一月癸未、災于伊勢、齋宮、燒官舍一百餘宇、遣左衛門佐從五位下田口朝臣房富、費絹百疋、綿三百屯、調

布五十端、存問齋內親王、十二月己酉、朔庚戌、遣參議從四位上行春宮大夫兼右衛門督文室朝臣秋津奉幣於伊勢、太神、以齋宮燒損也、又去、天長元年九月、依多氣、齋宮、遠離、太神宮、每事無便、卜定、度會、離宮、以為齋宮焉、今依、火災、卜

延喜式

定多氣宮地、可為常齋宮之狀、同令此、使祈申於太神宮、

同書

凡齋宮破壞、國司修理、若壞破過多、在前遣使修造、

凡寮官人以下、春秋、祿者、以當國神稅充之、夏冬、服寮家賜之、夏、男、各絹四丈五尺、女、絹一疋、但中等以下、女孺、各絹三丈、今良、女、女丁、各絹三丈、庸布二段、火炬小子、各絹二疋、調布二丈、冬、男、各絹一疋三丈、綿四屯、女、絹一疋、綿二屯、今良、女、各絹一疋、布一段、綿二屯、火炬小子、各絹四丈、布一段、綿二屯、女丁、各絹一疋、綿二屯、庸布一段、自餘、驅仕丁、夏、庸布

一段、冬布一段、綿二屯、
新任辨官抄
齋宮寮内院、檜皮葺齋
同中院、檜皮葺寮
頭在此、同外院、萱葺屋五
六十宇、屋

體如
民屋
齋中抄
齋宮寮十二司、舍人司、長官
主典、藏部、同、膳部、同、炊部、同、酒部、同、

水部、同、采部、同、殿部、同、藥部、同、掃部、同、門部、同、馬部、同、

職原抄
伊勢齋宮寮、無唐名
頭一人、無權官、相當從五位下、

助、權、相當正六位下、
四位五位殿上人、若諸大夫任之、
允、大、少、
屬、大、少、

拾芥抄
齋宮頭、齋宮寮頭、俗、只稱、
和名類聚抄
職員令云、齋宮寮、以豆岐乃美
職員令云、主神司、以豆岐乃美
同書
職員令云、主神司、夜乃加美官、

齋宮寮印



齋宮寮の公文は用うる印章ハ、養老二年に定められし由、續日本紀に見えり。然きども、之を押せる文書、絶えて、世に傳へらる。偶、京都壬生官務家に所藏せる、天喜四年四月の齋宮寮の解文、數箇を捺せり。此ハ、其の模影なり。

續日本紀

養老二年秋八月甲戌、齋宮寮公文始用印焉、
延喜式

九齋王歸京者、寮印授山城國令納、寮司任後、
申官請用、

紅葉社 道の北、廿歩許も坐せり。由緒詳ならず。土俗、楠の森といふ。齋宮も因ある社なるべし。

繪馬堂 道の北側はあり。黒木の鳥居を建てたり。傳へ云ふ。齋馬を置きし鹿の舊趾なりと。

菅原社 繪馬堂の後はあり。此の社を、齋官寮官社十二社の内ありと云へど、微證とすべきものなし。

吳竹藪 繪馬堂の北、一町許あり。

笛川橋 國道ある宇笛川の清流に架せり。土俗、在原業平の笛を吹きし所ありといへり。

散木奇歌集 伊勢の齋宮は侍る比、石なとりの石合せといふ事をせさを賜ひけるよよめる。

笛川のいなどうつ見えつるをねまゝ代を吹き流せとや 俊 頼

良神社 道の北側は坐せり。産土神あり。村社に列せらる。

有明池 道より北、二町許は在り。所由詳ならず。この池、地藏院といひ廢寺の境内ありといふ。傍に小碑あり。和歌一首を刻せり。

往古茂今毛不易 天有明乃池 尔波月乃影 曾殘 連留

寛永七庚寅年 感得國求心

御川池 道より北、五町許あり。齋官寮内院に屬せし遺水の舊趾あり。

御川池等神祭 御川水神一前 同書

伊勢の齋宮まで、やり水よ、花の流れたるを、是ハ何の花の咲けるぞと尋ねて聞えさせよと侍りしに詠める。

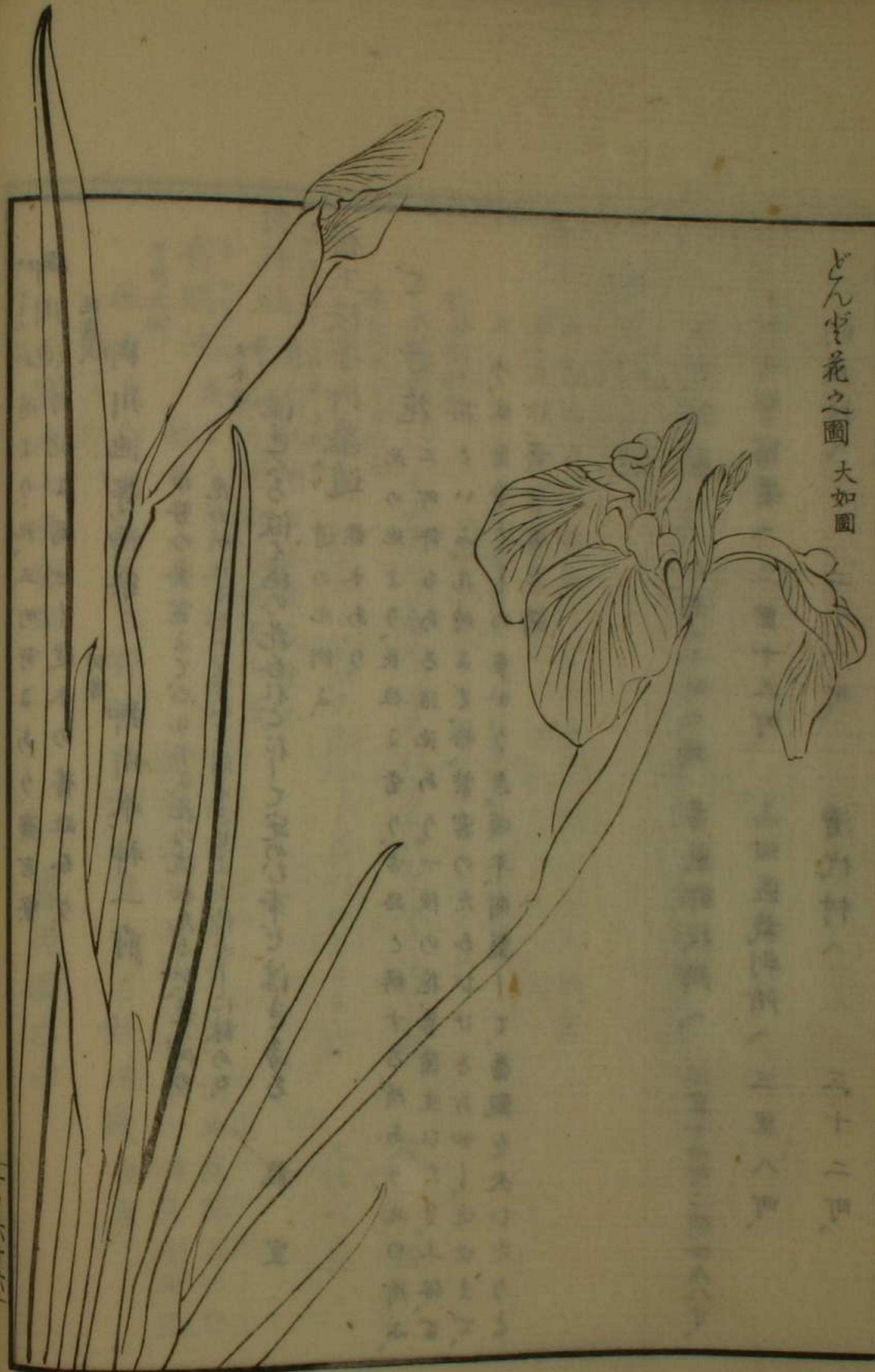
齋王隆子御墓道 道の北側は、夫木抄 流まゝる波を楫の花ふれど、たて定めむ事を、浮き多る 能 宣

どんと花 此の地より、良位は當り、古路と稱する所あり。此の所、二町許もある沿池あり。一種の花、菖蒲生ひたり。土俗、どんと花といふ。花時よ、恰紫雲のたかひけるが如し。近世まで、人の杖を曳くもの多かりき。頃年、開墾して、舊觀を失ひたりとぞ。これ、齋官寮花園の遺趾ならむ。

齋宮村元標

三重縣廳へ 七里二十町九間、多氣郡役所へ 二里十四町二間四八寸、相可警察署へ 二里十三町、山田區裁判所へ 三里八町、明星村へ 二十一町、漕代村へ 三十二町

どんぎ花之圖 大如圖



上御絲村へ 三十二町 相可村へ 一里二十九町

上村 金剛坂の南に在り。岩内 上村の西に在り。

池村 上村の東南に在り。元ハ、池田と稱し。たりとぞ。宇西村と云ふ属邑あり。

池田 御菌 一斗五分、十二月。

平尾 齋宮の東北に在り。平尾を、鱈尾の轉訛かり。又、鱈、鱈、字畫の相肖たるを以ちて、諸書に、鱈尾とも出でたり。

鱈尾城趾 同所あり。此の城、一ハ、智善寺城とも稱せり。傳へ云ふ。飯高郡大河内城の與力、智善寺某の居住せし所ありと。

明星村 本村ハ、大字上野、下有尔、新茶屋、有爾中村、藁村等の總稱あり。

上野 齋宮に續ける國道あり。

仲神社 國道を、南に距ること一町許に坐せり。

仲神社 延喜式

長松山安養寺 道の北側にあり。禪宗あり。

傳へ云ふ。徳治年中、京都東福寺の僧大惠、當國奄藝郡窪田郷に、光

安養寺所藏 堅九十六分 橫一尺四寸二分

安養寺藏書目録

安養寺

送大悟寺可量宗師作物

班加乳沙衣一

如蓮房道
坐具音之一

摺本 起信論 釋論合十二紙

大日經疏二十卷 新大日經七卷

書中

木魚儀疏二卷 書中

硯一面

香箱一 鞍一口 坐具

首楞嚴疏一冊 書中

五部大經注疏 抄本 四卷 書中

二和元年正月六日

明山安養寺を創立し、暫、此小住せり。後、靈夢を感じ、其の寺を、真言宗の僧光賢に譲り、己と、此の地小来りて、七堂伽藍を造築したり。中、天正年中、織田信長の為、に、全院を焼き盡されたり。を、此後、今の堂宇を再建せり。土俗云ふ、舊趾は、國道の南ある叢林の中、に在り。きと、今、なほ、此の林、に、中央、ふ、元禄年中、乃、建設、に、係る、開山大惠の碑あり。面に、安養遺偈、曰、高超方便、自證自然、為物應世、八十四年、應長元辛亥年十一月廿二日逝、勅謚佛通大慧禪師之塔と彫り。此の寺、開山大惠の資財狀、及、北畠、足利等より、此祈願書を什藏せり。

下有爾 寺、上野、に、續ける、國道あり。字、明星と云ふ。

明星山轉輪寺 道の南側、に、在り。真宗高田派あり。

産物菅笠 此の近村の民、菅を以ちて、笠を編むを、業とせり。販路、頗、廣し。

明星村元標

三重縣廳へ 七里廿三町、 多氣郡役所へ 三里十五間、
 相可警察署へ 三里十五間、 山田區裁判所へ 二里二十町、
 第三師團へ 二十九里、 豐橋衛戍へ 四十二里十七町、
 小俣村へ 一里二町卅二間、 有田村へ 一里六町四十五間、
 北濱村へ 一里十七町四十二間、 齋宮村へ 廿一町四十六間、
 新茶屋 下有爾、に、續ける、國道あり。此の地、旅館、茶店多し。元ハ、下有爾の支邑なりき。故、新茶屋の名あり。
 南龍山龍谷寺 道の南、に、在り。浄土宗あり。
 有爾中村 齋宮の南あり。

下有爾、有爾中村、叢村の三村也、有爾の本郷あり。皇太神宮儀式帳、に、載せたる、土師器、作物忌麻、續部、其の裔孫、連綿として、此の地に居住し、神宮御料の天の平笥を始め、年中諸祭典需用の土器を調製せり。其の故實、千餘年、れ、久しきを、経て、今、ふ、變る、ま、や

なり。又大祭毎ふ此の郷の小兒水干を著し、兩宮の玉串御門の前ふて舞の形をなすことありき。され、鳥名子舞の遺風なりと
いふ。近年廢またり。

皇太神宮儀式帳

土師器作、物忌無位麻績部、春子女、父無位麻績部、倭人、

右、二人卜食、定補任之日、後家被清齋、慎供奉、職掌、陶器物

職掌、朝夕、御饌、器三千二百六十口、〇下

同書

陶器作、内人無位磯部、主麻呂

右、人卜食、定補任之日、後家被清齋、慎供奉、職掌、陶器物

作進、五所宮之雜器物、合四百六十五口、〇下

神宮雜例集

豐受太神宮、神主

注進、當月十五日、由貴、御料供物、内有爾村土師長、造進、
種々、忌物造、入場一口、并長敢、支近、隨身宮河、流没事、

右當日申時、土師御器長、忠近來、向申云、依例在地、陶土師、
長等、造進、今夕由貴、御饌料供、神物等、運進之間、於陶方物、
者、既賣參畢、土師方、忌物造、納場一口、長支近、隨身賣參之、
間、宮河洪水、參宮人、倫競、乘小船、渡越程、河中、船漂流、即支、
近、并忌物、塌沈没、失畢者、爰彌宜等、欲蒙裁定、時刻既來、至、
仍、各成議、尋取、清淨、波爾土、令當職、長敢、忠近、和爾部、枝恒、
等、造調、無懈怠、供祭已畢、然而如此之事、不可不申、仍、注進、
如件、

永久四年九月廿四日

彌宜度會神主

〇以下神主九員の
連署ハ之を累す。

同書

第八天、平賀事

一造進事

御器長兼下有爾村刀禰敢貞元解申進陳狀事

依實正陳申御遷宮時為譜代者天平賀役勤仕子細狀

右件事貞元為敢氏之相傳職任先例可勤進也抑大中
臣一門氏人不被兼惣刀禰之職志無被供奉天平賀勤
之事仍注子細進陳狀以解

仁安四年三月十五日 下有爾村刀禰敢貞元

宇彌郡世古村禰宣倉所藏文書
廳宣 權禰宜常道神主

可早任祭主下知彼使相共致沙汰

祝長久直申天平賀役事

右件事任以前下知等之旨嚴密致其沙汰若猶不叙用者
慕武威輩者為罪科可為觸武家至其外之輩者可改補所

職面直相觸來月十日以前可令注進之旨祭主下知具
也早任其旨彼使相共可致沙汰之狀所宣如件以宣

元亨二年四月廿九日

禰宜荒木田神主花押 以下神主九員の
連署は之を略す

有爾土器長等申散在田地諸役并宮川橋賃事自今已後
所被免除也可被下知旨被仰下了仍執達如件

十月廿八日

左中辨印

祭主二位殿

建久年中行事六月次祭條

從酉尅計鳥名子等參候瑞垣御門外方擊志太良叩手也
誼歌件歌之中中歌畢後參候荒祭御前同勤仕其後於
舞姬候殿預餐膳抑年中三度御祭夜餐膳職掌人等請勞
寄戸等勤也

おのれ内神供
役名又今之持中
役今ふ七拾石并
大神宮下之志伯
物三季各記如

之来可相勤定

の件

王守之季

宣八月矣之職懸也

之令

山神供役申

大海田水代大刀自神社 同所よ
坐せり。

延喜式 大海田水代大刀自神社 同書齋官式 大海田社

宇爾櫻神社 同所よ坐せり。此のあたり
櫻御園のありし所なり。

延喜式 宇爾櫻神社 同書齋官式 櫻御園

古墳 宇爾中村の西北よありき。今ハ、
開墾せられて、田圃とされり。

百鍊抄、玉葉集等ハ、承安二年五月三日、齋王惇子内親王、本寮よ
薨ト給へり。同月十日、寮頭忠重、之を奏聞せしむ、三日の廢朝
あり。寮頭よ宣下し給ひて、葬儀を委任せらまたり。後、之を、堀川
齋宮と稱し奉まる由見えたり。中村の西北なる丘山ハ、高さ、一
丈三尺許、径、六丈許の塚あり。其の東北ハ、陪塚、大小、五堆あり。そ
れ傍、南北よ、空溝を通せり。幅、二丈許、深さ、一丈五尺許あり。土俗、
堀川溝と稱す。本村ハ所藏せる、延寶六年十二月の御前移帳ハ、

堀川下畠四段餘、三昧腰發と載せたり。又近年、此の地より、陶器、
鐵器、并、銀環等を堀り出志しことあり。竊ハ按むるに、馬上村
字小松に葬り奉りし隆子内親王を、小松女院と號せり。此の例
ハ據れむ、堀川溝又葬り奉りしより、惇子内親王を、後に、堀川齋
宮と號せるならむ。此の古墳ハつきては、曾て、某等より建言
志しることありしかど、終ハ採用せられざりき。

箕村 本村の南
方よ在り。

東黒部村 本村ハ、大字東黒部、神守、垣内田、大垣内、蓮花
寺、乙部、土古路、柿木原、出間、牛草の總稱なり。

東黒部 多氣郡の北端よ、飯野郡西黒部、及松名瀬の東よ在り。北ハ、
海面よ瀕して、塩田多し。宇河原、篠針、濱垣内等の屬邑あり。

吹井松 宇西の越よ在り。土
俗、根上松と云ふ。

此の地も、千年以上を経たる古松のありし跡なり。北畠國永曾
て、之を賞し、和歌を詠せしことあり。今より廿餘年前、村民飯田

羨郷といふもの、舊趾は滅びむ事を嘆き、齋藤拙堂小乞ひて、碑文を作らしめ、又其の趾に、數株の松を植ゑたり。其の松、今ハ、合抱、四五尺不及べり。

拙堂文集

黒部根上松碑記

齋藤正謙

吾勢黒部海濱、舊有根上松、三株鬱然、云是千年以上、物此畠少將國永、嘗觀而賞之、有歌詠、見其羽林咏州、今則亡矣、唯傳其名而已、里人飯田美郷、好古之士也、請余記之以標其蹟、余於是喟然嘆曰、松壽千年、猶有枯朽之時、人壽不盈百、而欲比之、不亦難乎哉、然朽者身、不朽者名、人或有一倜儻非常、萬世不朽者、松則不及也、雖然、此松見於名紳集中、其名到于今、弗磨滅、是為木中之非常者、以倜儻人比之、誰亦為不可取、乃為書其由、與美郷上之、貞石更圖、不朽云、銘曰、

天上天橋人咸仰松、豈唯松耳、人亦有龍、

大正

大正より、逸の上に、千年をも経ぬらむと思ふ程の松、

二本あり、河たりの人は尋ねけきを吹井松とも申し、

又根のがりの松とも申すなりと、蒼へ侍りぬ、

家集

皆人寄、松戀といふ事をよみけるほどなり、

浦浪も袖をぬきめ磯の松ね小顯れてらひむ物るを

同

人よかそりて

どひこねむさしもふける此浦風は松よりいづれまかりそり

同

國永

東黒部村元標

三重縣廳へ 五里卅町廿二間、多氣郡役所へ 三里十二町、

山田區裁判所へ 五里七町、 第三師團へ 廿七里七町廿二間、

豊橋衛戍へ 四十二里十六町廿間、 下御絲村へ 一里四十間、

機殿村へ 廿五町廿八間、 西黒部村へ 十八町五十間、

神守西黒部の南に在り。

流田上神社同所は坐せり。産土神あり。清水に坐す流田社の位置と合せ考ふるよ、いかゞあらむ。今定むる小由あり。

延喜式 流田上神社 同書齋宮式 流田上社

垣内田 かゝとだ 神守の西北に在り。勢陽雜記拾遺に、壺

方、御園、三斗、

服部麻刀方神社 えとりま 同所坐せり。

伊勢國風土記に、的形浦者、此浦地形似的、以為名、今已跡絶成江湖、と見えたり。的形も、即此の邊に地名あり。服部の的形坐せりより、かく社跡は負せしるべし。小祠、二字、東西小建てり。其の一を、壺方社といふ。寶徳三年正月機殿神事日記に、在所、かゝと田まつかた、はぶかた二社と載せたり。まつかたも、麻刀方の訛りて、つぶかたを、即、壺方社のことなり。

延喜式 服部麻刀方神社二座 同書齋宮式 服部麻刀方社二座

大垣内 おほがと 垣内田の東南に在り。

神服織機殿 かむり 同所在り。一、心尋殿といふ、毎年五月十四日、十月

和妙衣を織り奉る所あり。

按むるに、大御神、飯野の高宮小坐し、まゝ志時、倭姫命、飯野郡長

田郷、神服、麻績の両機殿を建て給ひ、服部連、新撰姓氏録、服部連、天、御中、主、命

十一世孫、天、御、梓、命、之後也とあり。麻績連、新撰姓氏録、神麻績連、天、物、知、命、之後也とあり。等に、御衣を織

らふめ給ひしを以りて、始とす。其の後、いつれ頃より、此の両機殿を、岸村に移されき。

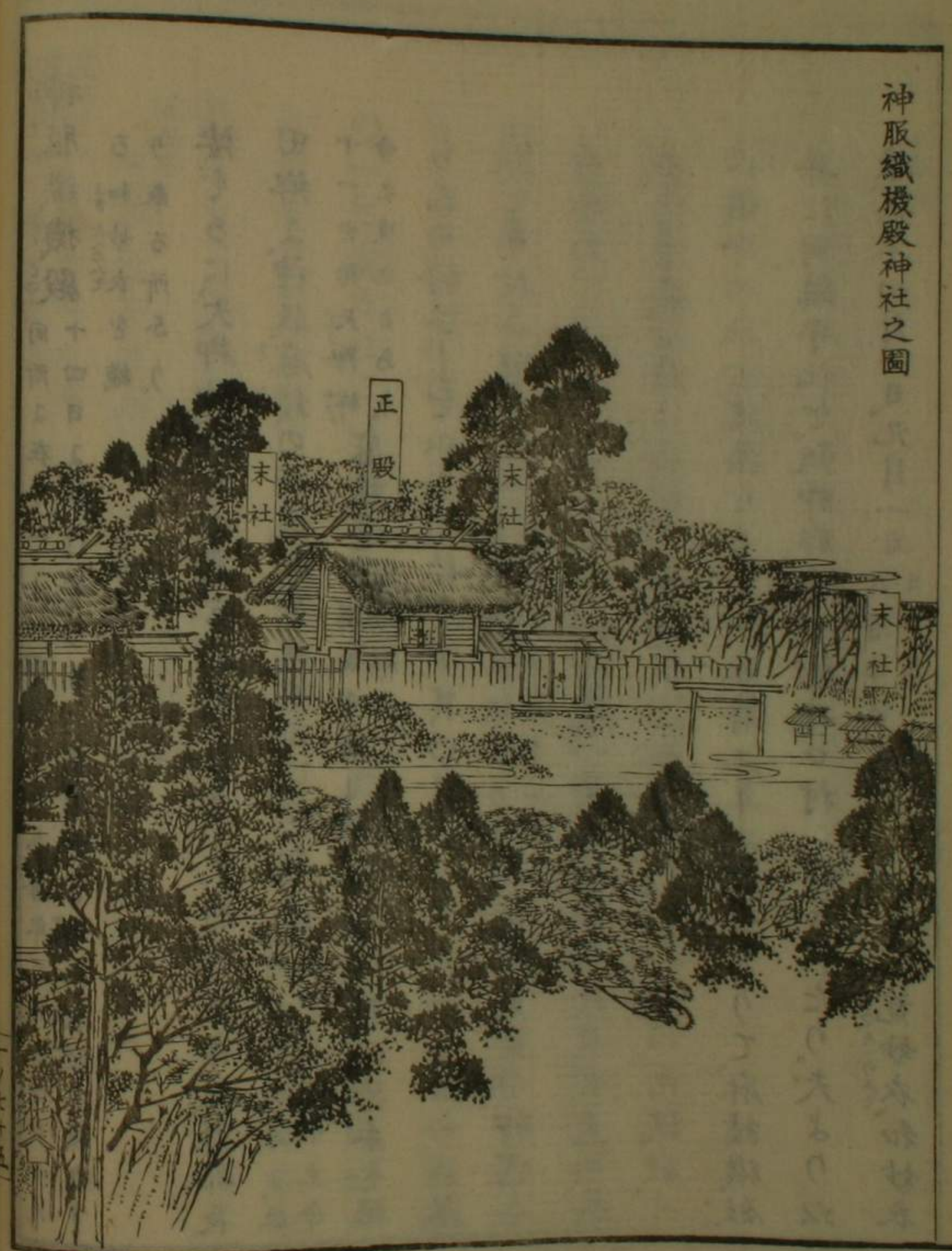
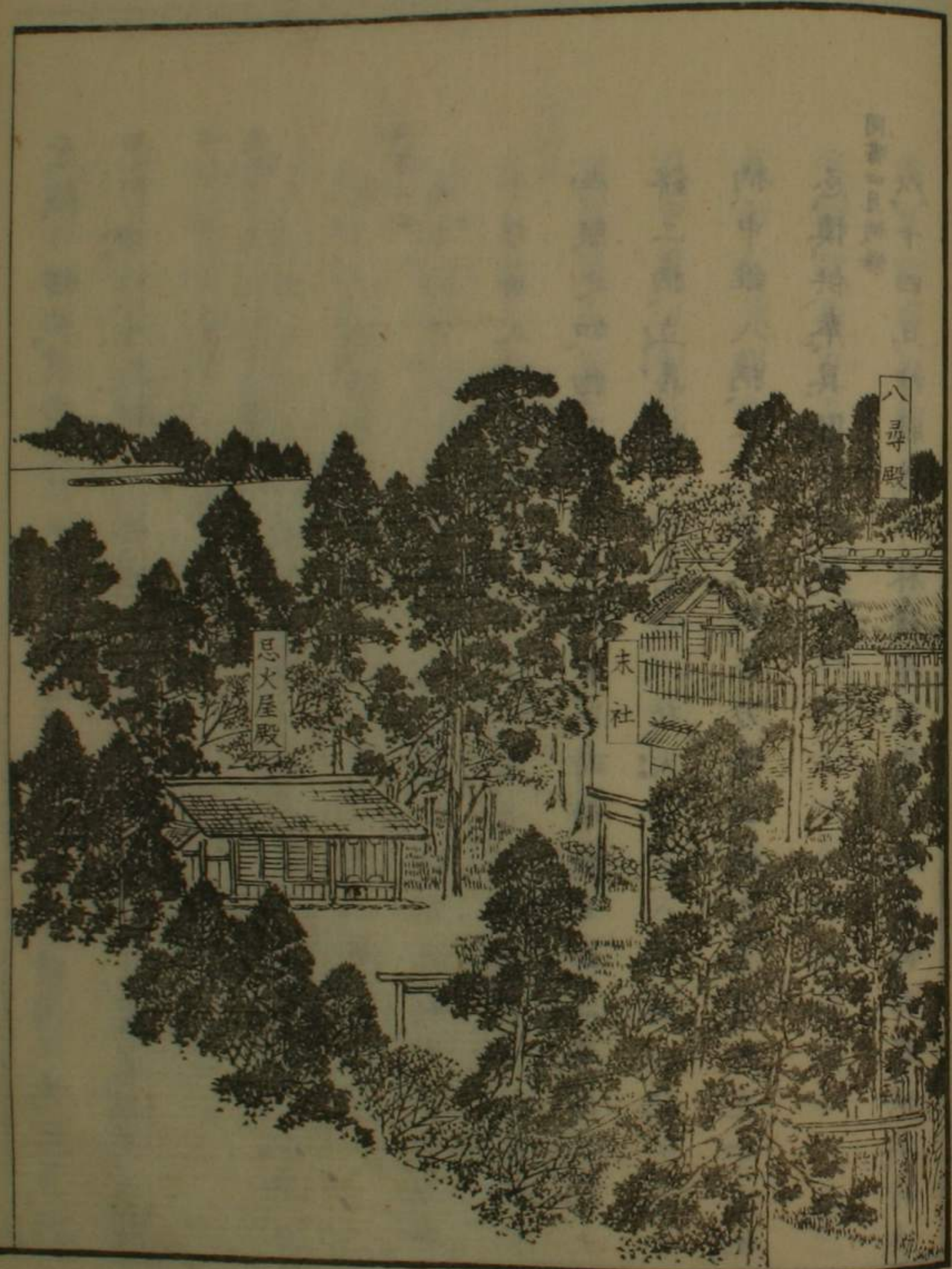
神御衣の調進を止められ、此の儀、一時中絶せり。天武天皇の御代、

代、舊儀は復し給ひ、多氣郡流田郷服村、今の垣内村なり。に、兩機殿、并

に鎮守の社を建築せらる。承暦三年、宣旨ありて、麻績機殿、

并に同鎮守社を、飯野郡井手郷井口村に移されたり。夫より以

來、毎年四月一日、九月一日、改暦の後、五月一日、十月一日とせり。より、荒妙衣、和妙衣



神服織機殿神社之圖

を織り始め、其の月廿四日、神宮神御衣祭の時間に先立ち、大少の神部、両機殿より、神御衣の幸櫃を護送する儀式、恒例となつて、今に、變ることなし。

皇大神宮儀式帳職掌行事條

又、毎年九月、己之家仁養、蠶乃赤引、生糸九鈎織奉、太神御

衣仁供奉祭之日、其宛度會郡、丁九人之料、下

同書同條

毎年四月九月合二時、服織、神部之御服供奉、所仁作奉、御

小刀冊八柄、御錐冊八柄、御杖前冊八口、御針冊八隻、並、件

御服之加、物百九十二柄、又同時同前仁神部等、用使物、大

銚二柄、立義銚二柄、前銚八柄、大乃未八柄、鉞二柄、大錐十

柄、中錐八柄、三俣錐八柄、小刀廿四柄、已上用物九十六柄、

忌慎供奉具顯月記條

同書四月例條

以十四日、神服織、神麻續、神部等造奉、太神御服供奉時、亦

玉串、行事、太神宮司、并、禰宜、宇治、内人等、加、行事、波、二月、月次、驛使、告、刀、与、同、但、神服織、織女八人、神麻續、織女八人、已上、女人、波、明衣、着、皆、悉、玉串、給、即、行列、參入、即、宮司、常、例、告、刀、申、畢、豆、即、持、參入、東、寶殿、奉上、罷出、訖、就、座、豆、拜、奉、二月、行事、同、荒祭、宮、御衣、奉、行事、二月、驛使、時、乃、行事、与、同、

合義解

孟夏神衣祭、謂、伊勢神宮、祭也、此、神服部等、齋戒、潔清、以、參

織、敷、和衣、以、供、河、赤引、御調、糸、織、作、神衣、又、麻續、連、等、續、麻、以、

神明、故、曰、神衣、

同書

季秋神衣祭、謂、與、孟

延喜式

四月九月、神衣、祭、

太神宮、和妙衣、廿四足、八尺、廣一尺五寸、八尺、廣一尺、鬘、絲、頸玉、手玉、足玉、緒、麻襪、緒、等、絲、各十六條、縫、絲、六十四條、各長、五尺、長、刀子一枚、短、刀子、錐、針、銚、各十六枚、著、絲、玉串、二枚、

延喜式

服部等造二時神衣機殿祭并雜用料

絲一百鈞倭文二丈一尺是請官庫木綿麻各十三斤四兩二分已上絹四尺四丈二尺綿四屯調布九端一丈商布七十九段鐵六挺砥四顆是請官庫油一斗鹽一石稻六百五十六束九月祭料防壁四枚席四枚神部二人料日米一升二合

麻續等機殿祭并雜用料

麻三十鬘圓二尺為鬘絹四丈倭文三丈木綿十三斤四兩二分已上商布七十九段砥二顆油八升鹽一石稻三百九十七束九月祭料

右織造神衣料所須雜物皆以服織戶廿二烟麻續戶廿二烟調庸及租各便分充太神官司檢校若所輸有餘者附帳申上如有損戶者太神官司量充

神官雜例集

一 神服麻續兩機殿

神服機殿在田多氣郡那流

麻續機殿在同郡井手鄉

右兩機殿皇太神官御鎮座之當初建立而麻續機殿承曆三年被下宜旨移造之見改官地郡

同三月條

三日神服麻續兩機殿節供事

廿五日、兩機殿神御衣祭御占大祓事、

同四月條

一日、兩機殿御卜神御衣奉織始事、

八日、兩機殿鎮祭事、

十四日、神御衣祭事、

宮司、內宮正權禰宜供奉、大司車奉納之後、於一殿有饗

膳、神服麻績

同書

一、神服機殿政印事、

左辨官下、伊勢太神官司、

應早令注進、當官機殿印字樣事、

右得祭主神祇權、大副大中臣親隆朝臣去、五月十二日、

請文、偶、太神官司禰宜等、同月十一日、注文、偶、今月一日、

祭主、下文、偶、去、閏四月七日、宣旨、偶、云々者、大納言藤原

朝臣師長宣奉勅、件印紛失以後、于今不經奏聞、其旨趣

宜下、知神官、令言上者、謹所請、如件、然則任、宣旨次第、下

知之、狀、差、神官使、令致沙汰之處、今月十日、所進、申文、并

神部等、陳狀如此、子細見于件等、狀也、使權、禰宜荒木田

神主忠賴、五月十日、申文、云、神服機殿神部等、同日、注文

云、抑件、印、當初神服麻績兩機殿、共以所被造進、歟、於彼

麻績機殿、印者、于今見在也、至于當機殿、印、并延曆式正

文、神部等、氏文、機殿古沙汰文書者、中比神部近春、隨身

迹、脫之由、先條如言上、所申、傳也、其後代、神部等、須言

上、其由、哉、然而為遷替職、不申上之間、自然所送年序、歟、

爰道尚等、近年拜任、當職之處、為藏人、大夫、光隆朝臣、号

有、山月寺領、畠官物未進、被檢封、御絲奉納人、面重次、住

宅之尅，依為未曾有事，次第言上了，雖然不被逐沙汰，節之間，可注進神事違例之由，度、所被宣下，歟是神令，然之事歟，縱雖中絕，任式條，以三河國神調，赤引御綵，可被奉織神御衣，由所言上也，又件印事，雖紛失，且任傍例，且依舊趾，可被造進之旨，同以所言上也，而彼兩條代、神部等，不經言上之條，雖有遲緩之恐，繼絕為申，興廢苟為當職者，今所經言上也者，仍相副言上，如件者，左大臣宣奉勅，宜引檢本宮之文書，注進彼印之字樣者，宜官司兼知，依宣行之。

嘉應二年八月廿七日

大史小槻宿禰

小并藤原朝臣

神服織機殿神部等解申請廳宣事

壹紙被載

可早任宣旨祭主，下文司符狀，令注進當官機殿印字樣事。

傍麻績機殿印字

神麻績機殿印，副進證文，當機殿印字，神服

織殿印

右被，今月二十六日，廳宣，偁去，八月廿七日，宣旨，偁，今月七日，祭主，下文，偁，同，廿七日，司符，偁，子細云々，具也者，謹所請如件，然則件，印字樣事，相尋，傍機殿之處，字樣如此，任其例，於當機殿，印字者，可被造進神服織機殿，印哉，抑神御衣御系事，中言上，如件，謹解。

嘉應二年九月廿九日

少神部神服，連公俊正

大神部神服，連公道尚

天喜四年九月神御衣奉織之間，日來大風雨頻降，天、人民

太神官諸雜事記

乃作田畠物併皆損了是則依度、洪水之難也而恒例式日、件御衣為供進仁麻績乃船人等催雇天十四日朝出立之程逗留在天麻績機殿御衣奉納辛櫃櫛田川西岸出立畢神服機殿御衣未出立給天機殿御座以十五日兩機殿御衣同時櫛田川奉渡且同日戌時進納於神宮已了一年之內二度御衣既式日過事尤重遠例也

機殿儀式帳

此機殿昔經向珠城朝廷倭姬皇女仕奉太神齋奉飯野之高宮于時機殿立長田鄉是處立社号麻績社亦名河崎社是太神御靈也稱麻績屋姬神于後機殿遷於岸村是處立社号稱岸社亦是大神御靈也難波長柄豐前朝廷有格以留止太神御衣然後飛鳥淨御原朝廷大來內親王齋奉太神此時始而立此機殿更發供奉太神御衣于時更始立此

機殿天智天皇即位七年八月三日夜依兩機殿燒亡便所造假殿九月御衣勤仕依宣旨也其後兩機殿別々立之相去各卅丈

神名祕書

垂仁天皇廿六年興齋宮于宇治五十鈴川上之大宮際令倭姬命居焉即建八尋機屋令天棚機姬神其子孫八千姬令織太神御衣譬猶在天上之儀焉謂号宇治機殿是也

同書

雄略天皇即位廿三年己未歲春二月倭姬命自退尾上山

同書

峯石隱坐以來清寧天皇御宇遷于神服社焉

神衣祭者皇太神宮御座高天原之昔人面等之遠祖天八千姬殖桑葉於天香山以所蠶之御糸織供進御衣於太神御垂跡之刻彼神達奉戴兩具御機具天降御座之以降人面職掌人等為其末葉以女子者號織子以男子者稱人

面職掌不違天官之例以四九兩月十四日所謂進之御衣也

同書

神服機殿在飯野郡流田郷服村

麻績機殿在同郡井手郷

新任辨官抄

續麻機殿在續麻郷服織殿村

以上兩殿去外宮百丁許歟四月九月十四日織如網持

參納東寶殿

公事根源四月條

伊勢神衣祭

十四日

是ハ神祇令にのせたり伊勢神宮祭を以ふ神服部潔齋して三川の赤引此神調の糸をもて神衣をおる又麻績の連といふ氏人麻をうみて敷和衣を織りて神明を奉るを神みその祭とて申すなり

類聚大補任

文永六年己九月神服機殿鎮守神殿御裝束幌紛失攝社

四宮寅宮笛宮幌紛失神麻績機殿鎮守神殿幌御鏡一面

紛失攝社四宮土宮三狐神社御鏡幌紛失

仁治三年假殿記背書康永二年八月條

皇太神宮神服機殿社務少神部神服連公景氏謹言上

欲早經御奏聞被成下院宜於武家停止非分濫妨可被處其身於重科楨全社家知行被勤仕色々重役等為伊勢國中村紀三郎并相可彌三郎不知實名以下惡黨人等無故令濫妨當機殿内戸田島等間依無新足造替御遷宮御船代引運上以下簡萱等勤役忽及闕如奈神慮難測罪科不輕子細事

副進

一通 惡黨人等交名注文

右機殿者

皇太神官御降臨以來、國家鎮護之靈神、率土撫育之社壇也、因茲忝垂仁天皇纏向、珠城、朝廷、倭姬、皇女、受高天原之古風、任天香山之例、可遂行神御衣祭之旨、依被定置之件、內戸田畠等、為彼神御衣所、天、鉾、神、尊、孫、致、社、務、管、傳、神代之秘訓、每年春秋二季、神御衣織、調進之、板造替、御遷宮、御船代、御通代、引運上以下、御金物到着時、神寶使供給、及簡萱等、勤役、連綿繁多之間、自往古、曾未及他方之違亂者也、而今彼中村紀三郎以下、惡黨人等、不此等之次第、施猛威、令濫妨、彼內戸田畠等、間色、勤役等、忽以闕怠之条、神鑿殊有恐、嚴刑豈迴踵矣、就中來月九月、內宮御遷宮之前、日數不幾之處、方々、重役等無其、新足之上者、彌可及闕如之条以外之珍事哉、所謂神御物犯用者、八虛

重科歟、謂彼輩等者、無雙之神敵、神郡之惡黨也、總被下院宣、一々被加炳誡、沒收資財等、被靜謐、神領、可被懲、後昆者也、然則早經御奏聞、被成下院宣、於武家停止、彼惡黨人等、非分濫妨、一々被處其身、於重科、穩致社家、知行勤仕色、嚴重之重役、為專、天長地久之御祈、粗言上如件、

神服織機殿神社 同域内坐せり。皇大神宮の所攝なり。

出間 大垣内の東に在り。いづま。

服部伊刀麻神社 同所坐せり。産土神あり。令村社に列せり。

服部伊刀麻神社 同書齋宮式。

蓮花寺 大垣内の西に在り。乙部垣内田の西に在り。土古路出間の東に在り。柿木原守

牛艸 蓮花寺の北に在り。

神風抄
牛庭御菌

牛庭神社 同所坐す。産土神あり。村社と列せり。或ハ云ふ。これ式
内牛庭社ありと齋宮なる牛庭神社とひとしく、徴證す

べきものなし。孰も
是ならむ。あらず。

延喜式
牛庭神社 同書齋宮式

上御絲村 本村也。大字阪本、馬上、中海、
佐田、行部、前野の総称あり。

阪本 齋宮の北

神風抄
阪本御園 三石八斗
五升八合

馬上 阪本の東

隆子女王御墓 同所なる字小松山、一字寺山あり。土俗、小松
塚、又、金塚と稱す。御墓の傍に、陪塚、四堆あり。

隆子女王は、醍醐天皇の皇子三品章明親王の第一女と坐せり。

安和二年十一月十六日、齋王卜定せられ給ひ、奉祀五年小て、

天延二年閏十月十七日薨せさせ給ひぬ。後、小松院と申し奉

きり。齋宮寮中絶の後、御墓を拂ふものをかく、永く、荆棘と委
ねた也。維新の後、至り、諸書を考證して、建言する者あり。か
ば、明治十六年七月、此の處を、まことの御墓と定められ、北域を
修補し、墓丁を置らきたり。

齋宮部類引用古記

安和二年十一月十六日己未、隆子女王卜定、伊勢齋王、彈

正、尹三品章明親王之一女也、

同書

天延二年閏十月十七日、伊勢齋王隆子女王卒、于齋宮、依

庖瘡之病也、

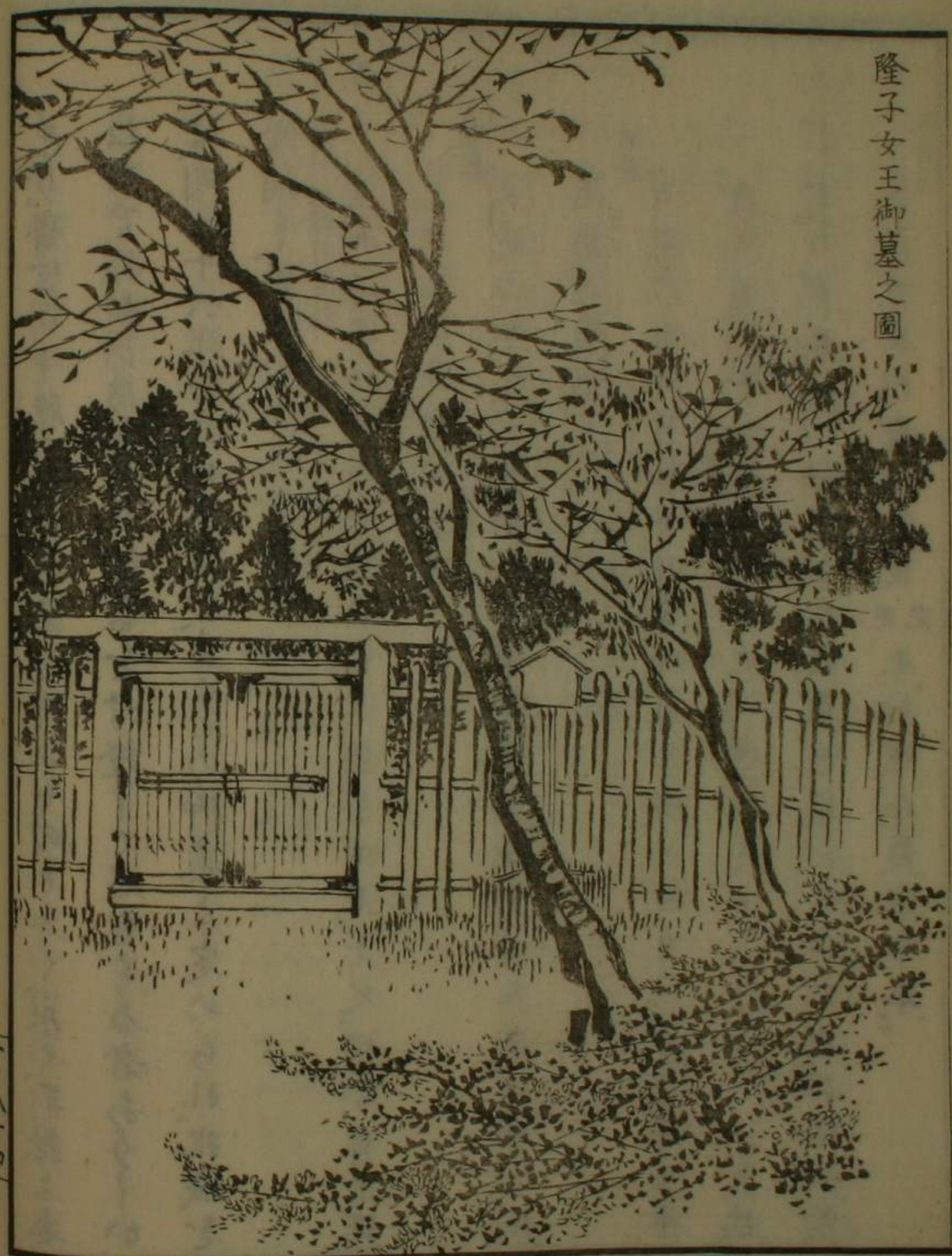
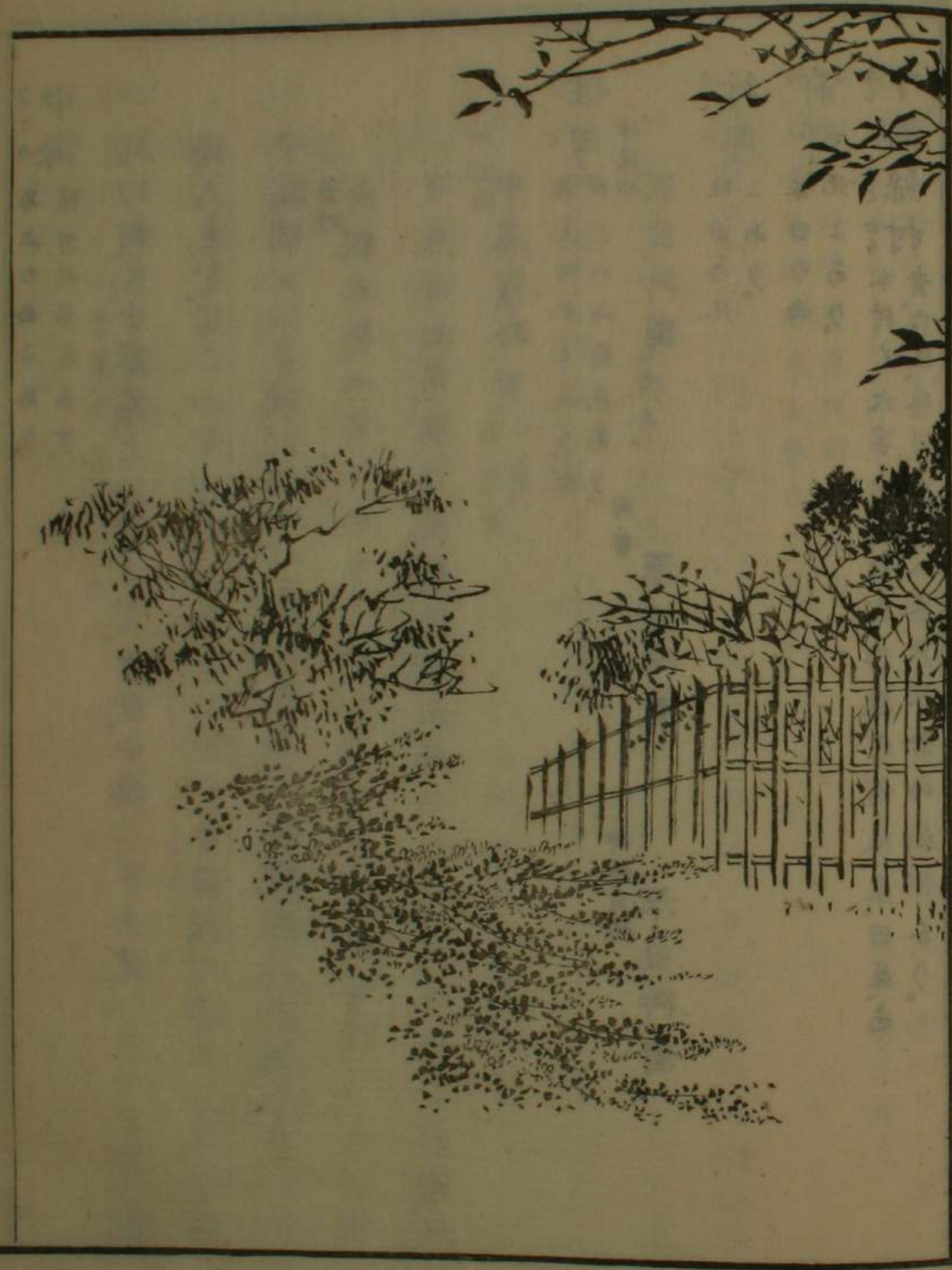
同書

天延二年十月廿七日、參内、民部卿入夜、參入、承定、齋王卒

去後、事、先例於彼宮、卒去之例、未、勘、得、十一月廿一日未、尅、

有、行幸、事、依、伊勢齋王、卒去、奉幣帛於太神宮也、其儀如常、

先是、左衛門督源朝臣延光參射場、令奏宣命草、



隆子女王御墓之園

中海 なごみ 馬上の西よりあり。被川北沿岸あり。

此の村元、中麻績といひしを、中世、中海の字小更へたりと推。今尚、古きをなごみや唱呼せり。なごみを、中麻績の約音あり。往古、

中麻績公の子孫は住せし所ふちて、即、麻績郷は本邑なるを。

三代實録

貞觀五年八月十九日己卯、伊勢國多氣郡百姓外少初位

下麻績部、愚麻呂、麻績部、廣永等十六人、復、本姓中麻績公、

神鳳抄

中麻績御園、三斗、十

佐田 さた 馬上の北より在り。深田といふ屬邑あり。

神鳳抄

佐田御園、七斗、同書

深田御園

神領目錄

深田御園

行部 ゆくべ 佐田の北よりあり。

前野 まへの 佐田の西よりあり。

下御絲村 しもみいと 本村を、大字中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養川、濱田、八木戸、根倉の總称あり。

川尻 かわじり 前野の北海岸よりあり。此の村、往古を、被川の下流に當れりし故。川尻と名づけたりとぞ。太神官本記より、川後と見えたり。

金掛松 かねかけのまつ 同所守權現前より在り。老幹、海岸より聳立せり。

往古、此の所は、興王寺といへる古刹あり。一夕、庭前の松樹、枯槁、此色を呈し、翌夜、忽蘇生せり。故に、枯色かけの松といひしを、後、今の文字より改めたりとぞ。近村の土民、喪ふあひて、忌此關ると、きむ、此の松に詣で、潮水より浴して、垢離を取る慣習あり。

北藤原 きたふじのら 川尻の東よりあり。元ハ、北出村と云ひき。被川の注口なり。

神鳳抄

藤原御園、二石五斗、二升九合

南藤原 みなふじのら 北藤原の南にあり。字中藤原といふ屬邑あり。此の村、被川の下流よりありて、海より瀕せり。故に、藤原川口の称あり。船舶、

常小輪 湊せり。

御炭山 ごすすみやま 同所、宇烟草よりある一小丘あり。傳へ云ふ。此の地を、炭を焼きて、齋宮より供せし所ありと。

藻塩草 御炭山、伊勢。

夫木抄 行く先をみまきの山を頼むは、これを神の手向けつゆく 作者未詳

中村 南藤原の西に在り。舊

畠田神社 三社あり。北藤原、南藤原、中藤原の三箇所に坐せり。産土神あり

傳へ云ふ。北藤原、南藤原、中藤原と、舊一村にて、單に藤原村と稱

せしを、心つの頂より。三村に分ち、産土神も、三村に分祀たりとぞ。

延喜式 畠田神社三座 同書齋宮式 畠田社三座

志貴 中村の南

延喜式 志貴御厨、六斗、十 神宮雜例集 志貴御厨

佐岐栗栖神社 同所産土神の境内に座せり。舊、本村の北方ある田圃の内

延喜式 佐岐栗栖神社二座 同書齋宮式 佐岐栗栖社二座

養川 志貴の東に在り。稻木川の西岸に沿へる村あり。元八、養田、丹川の二村ありき。

神鳳抄 丹河御園、四石、四斗、五升、此、外、神田一町

石田神社 同所坐せり。産土神あり。令、村社に列せらる。

延喜式 石田神社 同書齋宮式 石田社

濱田 藤原の東、被川を隔て、對岸にあり。此の地、北、海、面して、風光最宜し。

神鳳抄 濱田御園、三斗、九、十二月

田屋内座 共に濱田の西にあり。

八木戸 濱田の南にあり。被川に沿へる村あり。

神鳳抄 伊呂止御園、九斗、六、九、十二月

伊呂上神社 同所坐せり。式社案内記に、八木戸村に坐すとあるに

園を、飯野郡の所に出せり。按ずるに、舊、飯野郡にて、今、多氣郡に属し

の考を 俟つ。

延喜式 伊呂上神社 同書齋宮式 伊呂上社

延喜式 櫃倉神社

同書齋宮式 櫃倉社

國乃御神社 同所坐せり。村社あり。或ハ云ふ。土俗ハ上宮と稱する相鹿上神社也。即、國乃御神社をらむと。

延喜式 國乃御神社

大淀村 水村也。大淀、山大淀、大

山大淀 八木戸の

大淀御厨 供祭物 三石、六、九、十二月、

佐々夫江神社 同所小坐せり。産土神あり。

延喜式 竹佐々夫江神社 同書齋宮式 佐々夫江社

佐々夫江行宮舊趾 佐々夫江神社の近傍あり。今、所在を詳よせず。

大御神御遷幸の時此行宮の趾なり。大御神、此の佐々夫江の宮に座志し時、真名鶴一羽、北此方より飛び来て、夜晝となく鳴き居たり。倭姫命怪み給ひ、足速男命をして、鶴の趾を追えしめ給

ふ。足速男命至り見るふ、葦原の中に、本一株よして、八百穂よ蕃殖せる稻あり。鶴、其の穂を咋ひ持ちて、捧げ奉る形狀をなせり。足速男命還りて、それ由を復命す。皇女、いたく歡び給ひ、竹連吉比古等に仰せて、其の稻を荊り取らせ給ひ、半を、拔穂よし、半は、大税よして、御前ふ懸けさせ給ひき。こき、懸税行事のおありなり。かくて、其の葦原をむ、竹連の一族開墾して、根倉に御刀代田と稱せり。根倉物忌、神酒を醸造して、神嘗祭由貴の大御饌に進る儀式、及、神眼織、神麻績、神部、拔穂大税を貢獻する遺例、近幸まで行われたり。

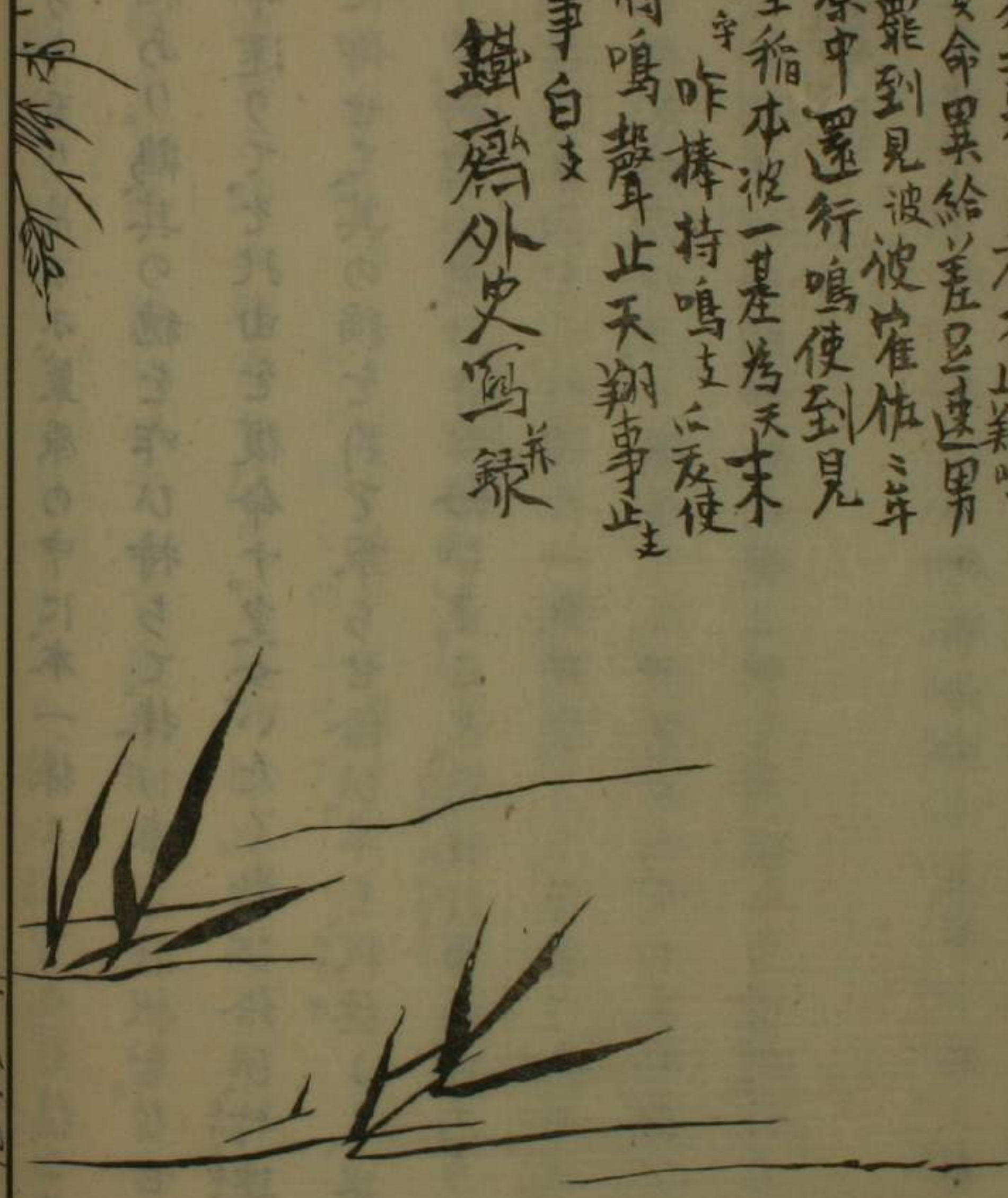
大神宮本記

從其處幸行 佐々夫江 御船泊給 比其處 佐々夫江宮造令坐 支余時 真名鶴天翔從北來 天日夜 不止翔鳴 支爰倭比賣命 異給差足速男命 使令見 罷到見 彼 鶴佐々



從其處幸行江左之年江亦御船泊給此
 其處亦依之年江官造令聖之亦時直六
 名鶴天翔從北來三日夜不止翔鳴主
 命使今見羅到見波彼雀佐之年
 江之昔草原中還行鳴使到見
 昔草原中生稻本波一甚為天末
 八百穗茂字昨捧持鳴主之反使
 到見顯時鳴聲止天翔事止
 于時返事白文

鐵齋外史寫錄



年江之葦原中遷行鳴使到見葦原中生稻本波一基為天
末八百穗茂乎昨捧持鳴支爰使到見顯時鳴聲止天翔事
止支于時返事白支余時倭比賣命歡詔久恐皇大神入坐
波事不問奴鳥須良田作奉稻一本千穗八百穗茂止利詔
天竹連吉比古等余仰給先德拔穗令拔半分大稅令薊皇
大神御前懸久真尔懸奉始支拔穗波号細稅大薊号太半
豆御前懸奉天都告刀千稅余八百稅止稱白豆仕奉其鶴
住處八握穗社造奉支

慈眼山勸福寺 佐々夫江神社の東隣
小あり浄土宗あり
佐々夫江橋 同所ある竹笛
川は架せり

神名帳考證云大淀西興行部村間有小入江此有佐々夫江橋と
あるも此の橋なり今水田の地形小就きて考ふる小往古ハ廣

き江灣かこしならむ御遷幸の時よも御船を多氣郡の北海よ
り此の入江に洩らしめ給ひしなるべし。

大淀 山大淀の東南に在り
元々中大淀と云ひき

倭姫命佐々夫江の宮より御船よて出でさせ給ひしに海面淀
み小淀きて以て穩かりしを皇女悦び給ひて大與度の社を
定めさせ給ひき夫より此の濱を大淀とは稱せるるるべし。

從其處幸行余無風浪且海塩大馬度余馬度美且御船令
幸行其時倭比賣命悦給且其濱余大馬度社定給支

竹大與杼神社 同所坐せり産土神あり
延喜式
竹大與杼神社 同書齋宮式

大淀浦 大淀の海岸を云ふ此の地昔より名所
のきこえあり和歌いと多し左に掲ぐ
昔男狩の使より歸りきけるよ大淀のつらりに宿りて以

つきの宮此よりまづにひひりけある

みるめりるかさやいづこぞ棹さして我は教へよ海士の釣舟

昔男あてけり。伊勢の國なりける女をえあてて、隣の國へは
くとして、いみづく嘆きけまむ、彼の女、

大淀のまつもつらくも何りかくにうらみてのみもかへる波うか

昔、男何とけり。伊勢國よぶな。いきてあてむと、わりなくひ
まれば、女、

大淀の濱よ生ふてふみろからに心をなぎぬ語らそねども

といひて、まゝてつれなかりければ、男、

袖ぬきて海士のかりわすくつみれををあふしてやまむとやすら

御集 大淀の浦風を晴ふ雲井を唇のおとづきてゆく 後鳥羽院

おをめ代齋宮にぐりて下り侍りて、大淀の浦よ、みそぎ侍るとて、

新古今集 大淀の浦よまづ浪帰らずは松のかしらぬ色をみりや 女御御子室

風雅集 大淀の濱のま砂を君が代の数よとれは浪もよすらむ 俊頼

天文十一年太神宮千首 松よ吹く風も涼しく大よどのけふの所被を神やうけらむ 新大納言

拾遺集 大よどの所被いく世に成りぬらむ神さびるる浦の雁松 源兼隆

新十載集 木を淀れうらみて帰る浪よも聲まてて行く鳥が 前大納言

家集 伊勢の海士よとひをきうねと大淀の濱のみるめあはるるあるが 源順

拾遺愚草 づらからぬ松もらからく大よどのを履むるうりにかゝる浦波 定家

拾五集 志き島やみちくさけの大淀のまらめりらば蟹の釣舟 荒木田成定

玉吟集 大淀の松の契をかりぬとも今もかたらず帰る浪が 家隆

夫木抄 木を淀の浦路告閑き春の日に履みて踏る松の群立 順徳院

同 大よどの松あふきくらふ松風よりうらみてのこやうらふね 俊成女

同 おほ淀の松をづらくもかまねど浪踏へがて、帰る唇がね 雅経

小野湊

夫木抄 大淀のまつとわつぐる古郷のうらみぬかに帰るるね 有家
同 ねよぞれみちめはうとくちぬとも浪よかりぬ杖を忘るな 慈 鎮

古歌よも、小野湊、小野古江、小野江橋など詠みたり。其の所在、詳ならず。古来諸説あれども従ひ難し。延喜齋宮式よ、五月十一日、晦日、隨近川頭為禊、八月、晦日、臨尾野湊為禊と見え、拾遺集源兼隆乃歌よ、大淀の御禊幾世よなりぬともや見え、又、新古今集齋宮女御の歌此端書よ、大淀の浦よみそぎ侍るなどあるを考ふるに、小野湊も此の大淀浦なること疑ふべからず。さるも、齋宮よ近きところ乃海岸よて御禊給ふ例なきむあり。

伊勢記 御禊の橋といふ所有り。これも、霜月の新嘗の祭よ、齋宮、御ちほあみ給ふとて、濱へいで給へるゆゑよ、かくなづ

けたるふり。もとは、爰をむ、小野の古江といへむをの、
江の橋といふをきしてよめる、
うしは汲むつきのいもる年ふりてや、くちにたりをの、えの橋 長 明

金葉集 伊勢の海れをの、あるはよち果て、船の方へ帰れを思ふ 参議師頼
ける時人、馬のてなむけ侍りたるよよめる、 作者未詳

續後撰集 いざの海の小野此湊の流江のながれても思む人乃ころを 中務卿親王
續古今集 湊こす夕浪涼いせの海乃小野のふる江の秋のころ風 衣笠内大臣

新撰集 伊勢の海れ小野乃湊のおのづら逢ひみる松れ浪のまひぶ 藤原基任
新千載集 流るる未葉もみえずなりにたり小野の湊の五月雨の比 藤原為重

同 心せの海の小野此湊乃入汐は流江遠くゆく千鳥うな 光 俊
歌枕名寄 かもろふれ小の古江よこす汐の湊やいづふ葉の夕ぐれ 人 丸

同 伊波志るをの、湊の招よこそ幾代と下とよみかりけき

歌枕名寄

潮むらふ小野の湊は流江は猶こぎう孫て泊るいせ舟 光 俊

草庵集

伊勢の海やをのちををくいと湊をかけて渡ゆる月影 頓 阿

大淀八景 詩歌俳句等の詠作多けれど、今之を省き、題目のみを掲ぐ。

大淀橋夕照 迎接寺晚鐘 業平松夜雨 辨天晴嵐

川口歸帆 新田落雁 金比羅秋月 猿山暮雪

業平松 同所の海岸あり。

此の海岸、數百年の星霜を経たる老松ありき。土俗、業平松と呼べり。在原業平、大淀の濱より、尾張の國へ渡らむと一ける時、此の樹下にて、送別を受けしによりて、かく名づけたりとぞ。其は樹、延寶年中の大風、轉倒せしむ、代官古郡重年といふ者、代の松を植ゑ志めたり。今の松、即是あり。度會常和、其の古材を以て、文臺を作りし由、舊蹟聞書に見えり。同村ある土屋源

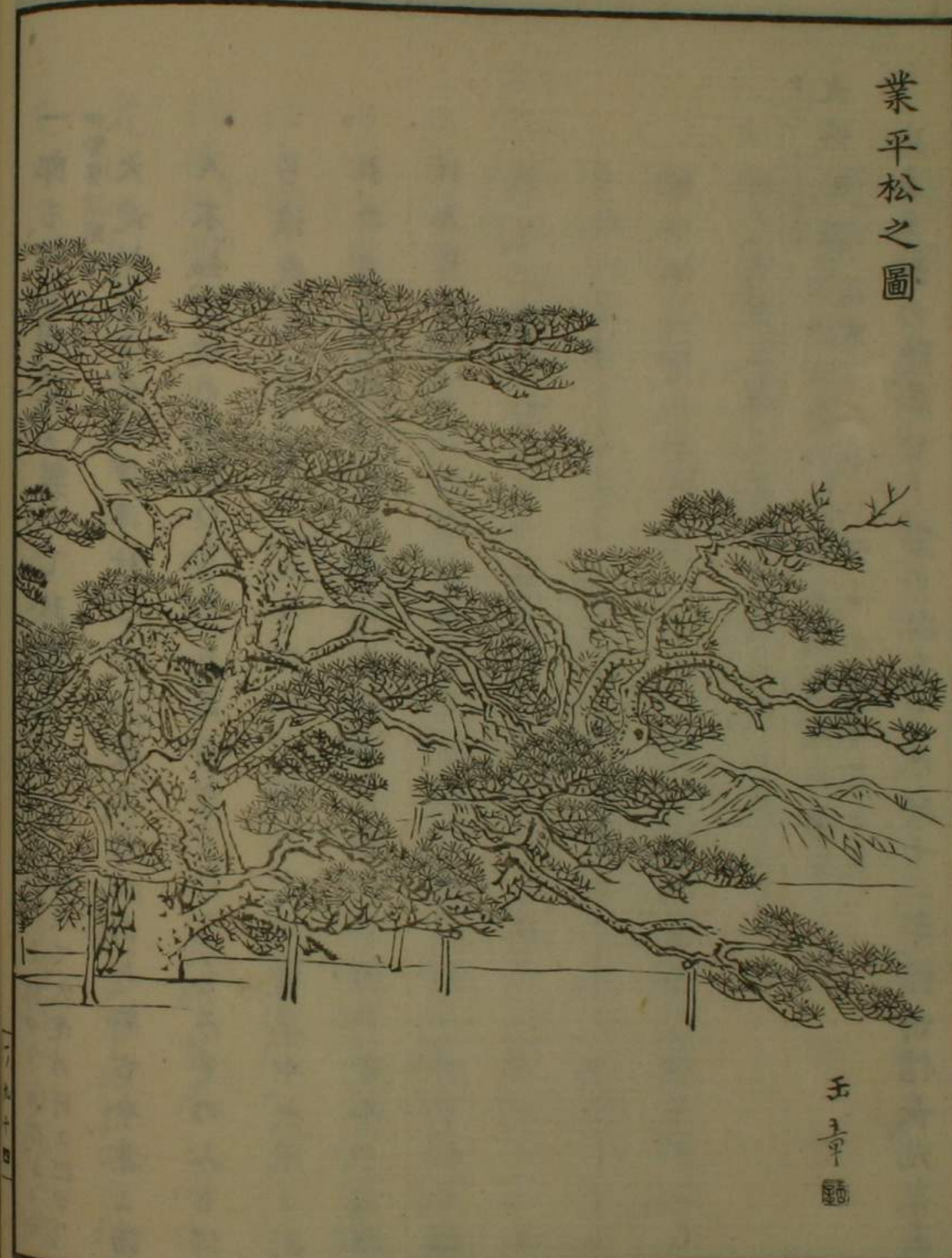
一郎も、之を、硯箱に製して珍襲せり。 大淀の松を詠せし古歌あり。総て、大淀の所より出せり。

伊勢舊蹟聞書

大淀村、俗に、今於伊津村と云ふ處に、老松あり。新古今集に、讀人不知、大淀の松、ハつらくもあらなくにうらみてのみも帰る浪哉。是より出で、名所の松と稱しき。延寶年中、大風、倒れたり。其の比、是の所乃御代官古郡文右衛門重年ハ、風雅此志有る者にて、名木の絶ゆるを惜み、其の跡に、今の松を植ゑて、二首を詠みたり。幾世へて朽ちに、松と大淀はうらみてかへる浪とはなや。又、君のため継ぎてぞかふる大淀の松の千年を八千代をへとて、又、故三位度會常和、彼の倒松を以て、文臺を造ら志めて、其の家に藏したり。

大淀城趾 同所あり。天保年間、海嘯の爲に崩壊して、今ハ、僅に、小丘を存せり。

北畠具教の隠居せし岩の趾あり。永祿十二年、織田信長、九鬼嘉



業平松之圖

玉平圖

隆をして、此の城を攻めしむ。城兵安西昌綱、鈴木貞経等、勇を振
ひて防戦し、終に敵を退けたりとぞ。當時具教の與へたる感状
あり。左に掲ぐ。

大淀名勝誌

去九月七日、九鬼右馬允、艤兵船、攻討其表之處、忽嘉隆勢
及、敗走之條、偏在爾等之武畧、宜令感入、畢追可有中賞之
沙汰者也、仍如件、

永祿十二年十一月廿一日

具教印

大淀碑

加納藩士飯島惟方、此の碑を建てむとして、林信言に撰文
を乞ひたり。彫刻已ふありて、大坂より回漕せる時、紀州浦
ふて沈没したりとぞ。村民土屋氏、其
の指本を藏せり。仍りて、左に掲ぐ。

土屋源一即所藏墨本

伊勢州大淀者、海濱廣斥也、昔者沿泝舟船所聚也、海窮處
連山、即天照皇座在焉、志摩尾張參河、島嶼峯巒、歷歷在一
瞬之間、真壯觀矣、傳曰、垂仁帝遷天照皇座於度會也、倭

姫奉之、航海風波不起、晏如收港、姫大喜、名曰大淀、蓋取淳
水之義、古今縉紳處士、篇什頗多、盛賞其勝也、傳又稱、在原
業平奉使伊勢、遂往尾張、亦艤于此、後割為四鄉、而中東西
仍稱大淀及中郡、是也、其港今廢矣、中大淀有松、古老傳云、
初業平將往尾張、齋宮送別、樹下唱和相慰、因號業平松也、
延寶中、為大風所壞、古郡重年為監稅、先在志摩、來就故所、
更植松、數年枝葉茂密、延袤數十武、前後題詠亦若干首、駒
避池起、于業平歌、被袂所者、倭姫、袂所、今謁皇座者、猶修
禊事、應神帝祠、北畠具教始立焉、經石冢中、多小石、石有二
字、蓋佛經文也、東大淀亦有古松、相傳倭姫數來觀海、後人
為之植松、以識其所、名曰姫松、源兼隆歌中、浦姫松是也、萬
治中枯死矣、龍宮松有祠、土人祈雨、有應云、御絲川、具教疏

鑿屬於政所川、以爲固、更名大堀川、四天松在鄉、四隅故名、但西南鶴巢松亡矣、粟三冢北畠將安西鈴木中北等戰死而葬焉、傍有安西烏帽石、今埋沒不見、西大淀佐々牟江祠相傳、遷厝之船來自飯高安厝之所也、中郡城山具教告、老而城此居焉、爲織田信長所敗、卒爲墟、管神祠舊在城内、具教令圖所夢立祠、藏焉、城敗而廢趾尚存矣、及爲加納侯封邑、舍人飯島惟方欲勒石不朽、而請予記、然予目未暗覽、足未踐履、故米關修齡之所記載、以次其梗槩爾、

安永二年九月

大學頭林信言撰

八十歲龍湖三井親和書

孤松山迎接寺 同所あり、淨土真宗あり、此の寺、元ハ、字防山に在りて、北畠國司の祈禱所ありきとぞ。
大堀川橋 東大淀と本村との界ある大堀川に架せり。元ハ、柳糸川と云ひき。北畠具教、岩を、大淀に築き、此の川を渡へて、要

害とせし時、大堀川と改めたりとぞ。
駒除池 同所の南道の傍に在り。

傳へ云ふ。在原業平、此の所を過ぎし時、賤の男の馬を牽き來けるが、池の傍に除けたり、あれど、淺茅生よ、賤の草かる道せしみ、行きかふ袖よ、駒よけの池と詠たりと。されども、此の歌の風調、い多く下りて、業平の作とも思われず。恐らくは、後世の俗謡ならむ。

北濱村 度會郡に屬せり。本村ハ、東大淀、柏村、野村、有瀧、村松の總稱あり。
東大淀 中大淀の東あり。

海岸山雲洞院 同所あり、淨土宗なり。
大淀山長光寺 同所、宇中郡あり、淨土宗あり。
柏村 東大淀の西南に在り。舊ハ、加須夜と云ひき。從、轉トて、加斯波と呼べり。

糟屋御菌

加須夜神社 同所坐せり。土俗、相殿と称す。

加須夜神社 同書齋官式 賀須夜社

野村 東大渡の南あり。

村松 東大渡の南あり。

村松御菌

村松御厨、上分田二十七町、反別七升、上分十八石九斗、

村松長官古墟 同所の南ある田圃の中あり。建長年間、一福豆度會神主兼行以下三世村松の長と称せし由、福豆轉

補次第記に見えたり。これ、其の居住せし屋敷趾あり。土俗、中川の宮と稱して、小祠を建てたり。

村松岸 同所の海岸を云ふ。

村松の頃といふ所は、せみ貝あるを見て、

浮貝の聲と聞けば、村松の岸らう波のひきありと云 越前

有瀧 村松の東の海濱あり。漁家多し。

有瀧御菌 神領目録

殿屋敷 同所の北の海岸あり。寛文中、山田奉行花房志摩守の居住せし所あり。當時ハ、松蔵もありしを、後、屋敷と共に、小

林を移したりとぞ。土俗、此の所を、殿屋敷と云ふ。

瑞龍山大雲寺 同所あり。禪宗あり。

空音山本覺寺 同所あり。真宗あり。

豊濱村 度會郡に属せり。本村を、大字磯村、野伎、櫻原、上路、西條、植山、新開の總称あり。

磯村 小保の東北にあり。此の地、官川の下流にして、海濱に近き所なるを以て、かく名づけたり。伊蘇郷の本邑あり。

袴田御園 光明寺所藏文書に、袴田御園、又、伊蘇袴田兩村など見えたり。古く、一村ありしを、今、磯村に合併せり。

光明寺所藏文書 永、沽却、渡、田地新立、卷文、事

合四段者

所在袴田御園、内小麥生、自南四段目、五段目、六段目、七段目

右件田地者、以去永仁五年二月七日、自僧良朝之手讓得之、後進退領掌、敢無相違地也、爰依有直要用限上件直物、永作主職共所、沽渡于道妙房、□□□□□□□□為連券案文、相副之、此手繼之中、有相殘文書者、以□□悉可取渡也、若付彼田地等事、稱有一紙之證文、成違亂輩出來者、即訴公庭、可被召行、盛犯之所科也、此上者、雖至子孫、更不可有他妨者也、仍為後代、新立券文、如件、

建武三年二月廿八日

嫡子大中臣 花押

御使藤井弘氏 花押

同文書

永沾却渡、新開島地、荒野等事

合壹所者、弘氏前

所在、度會郡伊蘇鄉內村

四至、限東弘氏居住、乃島土彦太郎垣內、土阿井、乃久根、乃道、於須久仁河、通、天定限、南大河、口當時、限、西、無、世井太郎之西、世古、乃通、於須久仁川、通、乃定、限、北、佛阿武益弘等、居住、乃島等、

直錢貳貫五百文請納畢 花押

件、新開島者、為伊蘇袴田兩村之總領、而任先規傍例、進退管領所、無相違也、然者、全無他妨、爰依有直急用限上件直錢所、令沽却于度會、菊子、實正明白也、但彼四至內、仁、先日、安恒、仁、放券地在、之、於、件、地、者、除、之、其、外、雖、為、立、針、云、作、云、荒野、可、令、一、圓、不、論、管、領、者、也、仍、為、未、代、新、立、券、文、如、件、

延元三年 寅 十一月二日

左衛門尉永吉 花押

領主假名磯部枝久 花押 在地刀補益家

嫡子 大中臣 花押

伊蘇行宮舊趾 土俗、權現の森といふ。

倭姫命、大淀の浦より出でまゝして、此の所より御船よせ給ひし時、度會神主は遠祖大若子命参りあひて、玉掬伊蘇國と答へし所あり。皇女、此の所より行宮を建て、暫く大御神を坐さしめ奉り給ひき。此を伊蘇宮といへり。

大神宮本記 從其處幸行伊蘇宮令坐也

同書

于時度會神主等祖大若子命參相問給又汝國名何白

百船度會國玉掬伊蘇國也白天御鹽濱並林定奉此

宮坐供奉御水在所改御井國止号也

皇大神宮儀式帳

次玉岐波流磯宮坐也

伊蘇神社 權現の森に坐せり。産土神なり。是、伊蘇行宮の遺蹟から移したる所に、此の所の為に、此の所に移したると

延喜式 磯神社 同書齋宮式 天喜曆宣 伊蘇社

大宮司館趾 同所あり。今詳ならず。大神宮諸雜事記に、伊蘇館と見えたり。當時の祭主も、大中臣朝臣永輔にて、大宮司

大、大中臣朝臣宣衡ありき。

治曆二年、○中夏、以八月十七日、兼日祭主下向天、大司乃

伊蘇館宿居了

靜井 同所伊蘇宮の舊趾より、良の方一町許あり。

大神宮本記不見えたる、大御神に奉りし御水の古蹟ならむ。土俗、常々不浄を戒めて、之を尊敬せり。光明寺所藏建久三年の文書に、伊蘇前司公入道とあり。大宮司のまた、東鑑、平家物語等に、白拍子靜の母を磯禪司と記せり。仍て、後世前司と禪司を混同して、此井を靜の井と訛り傳へたるなるべし。

磯渡 同所あり。宇治山田町より通ずる渡船場あり。

野依のより磯村の西にあり
伊蘇郷に属せり。

光明寺所蔵文書

定永財沽渡進田地新立券文事

合五段者

右所度會郡伊蘇郷野依村所在宇河端

直錢貳拾貳貫文慥請納畢印

□□□□故親父日置安有自御手先年以此賜處
□後進退領掌于今無相違而今依有直急用限上件直錢
相副次第證文等所沽渡進綾部氏子實正明白也將來更
違亂煩不可有者也仍為後代新立券文如件以辭但於
處分狀者令雖可副渡進者也

建武元年十二月廿七日

嫡子領主日置安垣印

同舍弟日置安重印

野依河田神社同所坐せり
産土神あり

長徳檢録

野依河田社

檜原かへら野依の東

土路どろ西條さいじょう檜原の西北にあり元々二部落あり一は近年

小俣村せまむら度會郡に属せり本村ハ大字

小俣せまむら新茶屋に續ける国道あり字を明野新田新町西町法樂町横町
立町下の町の八つに分つ西南に掛橋松倉ふとの属邑あり

神鳳抄

小俣御厨

松倉御菌

神領目録小俣御菌

光明寺所蔵文書
定永財沽却渡小俣御菌内荒田代新立券文事

合口段者

在度會郡湯田郷小俣御菌内字上窪者

四至限東又留 限南限清近後家領 限西限北又留

右件小俣御菌者先祖相傳所領也進退領知之間全無他妨

羨直依有要用限上件直永沽却渡處於大中臣熊丸如件但於次第證文者依為連券不副渡相副案文沽却渡處也仍為後代新立券文如件

延應元年九月十三日

預所□□

領主大中臣氏 花押

郡界

字明野ま在り新茶屋と小俣との間ま本標を立てたり多氣度會の郡界あり

明野原

同所國道の北側ふる郊原を云ふ

明野開墾碑

文政年間妙法寺村ま加藤某と云ふ者ありき風ま明野の田圃を開き民戸四十餘戸を移せり今の明野村是なり當時小ありて此の大事業を興せるハ其の苦心實ま想ふべし詳ある事あり碑文

勢國見聞集

勢州渡會郡有曠原曰明野周回五里寬延年間隣接村長會議各稟其官三分其地其一屬田丸部下其二屬鳥羽部下妙

法寺村加藤氏者家世農豪為大保長曾祖氏定深傷其沃衍而荒蕪與祖父常定私議謀墾闢乎田丸部下之地遂訴官被聽允乃捐貲募鄉夫自奮致力草萊盡闢凡四十二町民請移于此者四十餘戶鬱為聚落名曰明野村明和甲申十月府吏檢視墾田土會以辨九等為百四十二石餘丙戌十二月有命歲以米二石為貢世以一村戶為隸蓋賞其績也氏定既成功之後為菟表地退隱于此號愚全先是勤勞之久累進陞獨謁班至俸二十口食於是常定嗣襲全俸愚全特賜俸七口食部下以為榮云父幸定嘗謂安定曰康俸相繼其波及吾儕者父祖之餘澤也豈可不感戴國恩哉故欲刻其功於石以示後昆使子孫勤謹勸農力田而不墜祖先之創業矣汝曹勉旃安定克奉家訓通追父志而乞余文寬嘉其志不敢拒請記其大

略且為之銘曰

明野之原、可以敷藁、于田于園、載耘載耔、

芋蒲發種、不違農時、善哉孫謀、永世維胎、

文政十三年庚寅四月 田丸司郡總管小坂寬撰

高木常習書、時年八十四、

三重縣勸農場 同所にあり。

本場も明治十三年、三重縣の牧場として、内外種の馬牛を養育し、傍原野を開拓し、馬耕法等を講究する所とせり。近年改めて、三重縣勸農場といふ。場内に、農事講習所を置く。氣候も暑九十六度寒、三十五度。地質も、上層、礫土、下層、赤土、砂礫混ぜり。段別、四百六十九段約なり。

推樹 字新田道の北隅に在り。數百年を経たる木あり。土俗、此の邊を稱して、推の木といふ。道饗神を祭り、趾ならむといふ。

惣合橋 字新田惣合川に架せり。長さ、五間餘、幅、二間の板橋なり。

倭姫命、多氣郡土羽村の邊を巡行し給ひし時、河井水寒かりけむ、寒川と名づけ給ひしを、後世音便して、さうがうと唱へ、終に訛りて、惣合と書くに至れり。此の川、其の御舊蹟の下流なれむ、同トく、惣合川と稱せり。

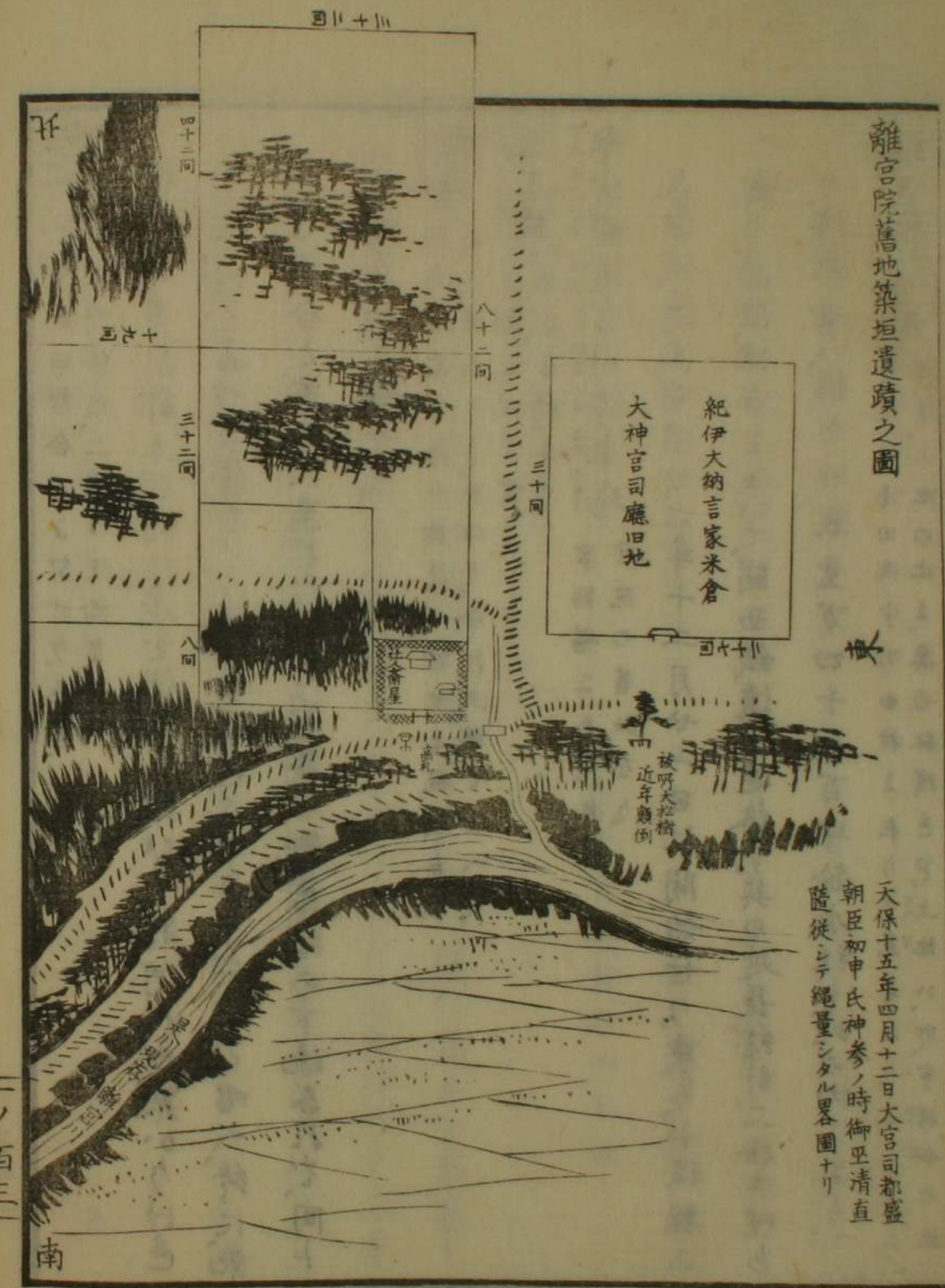
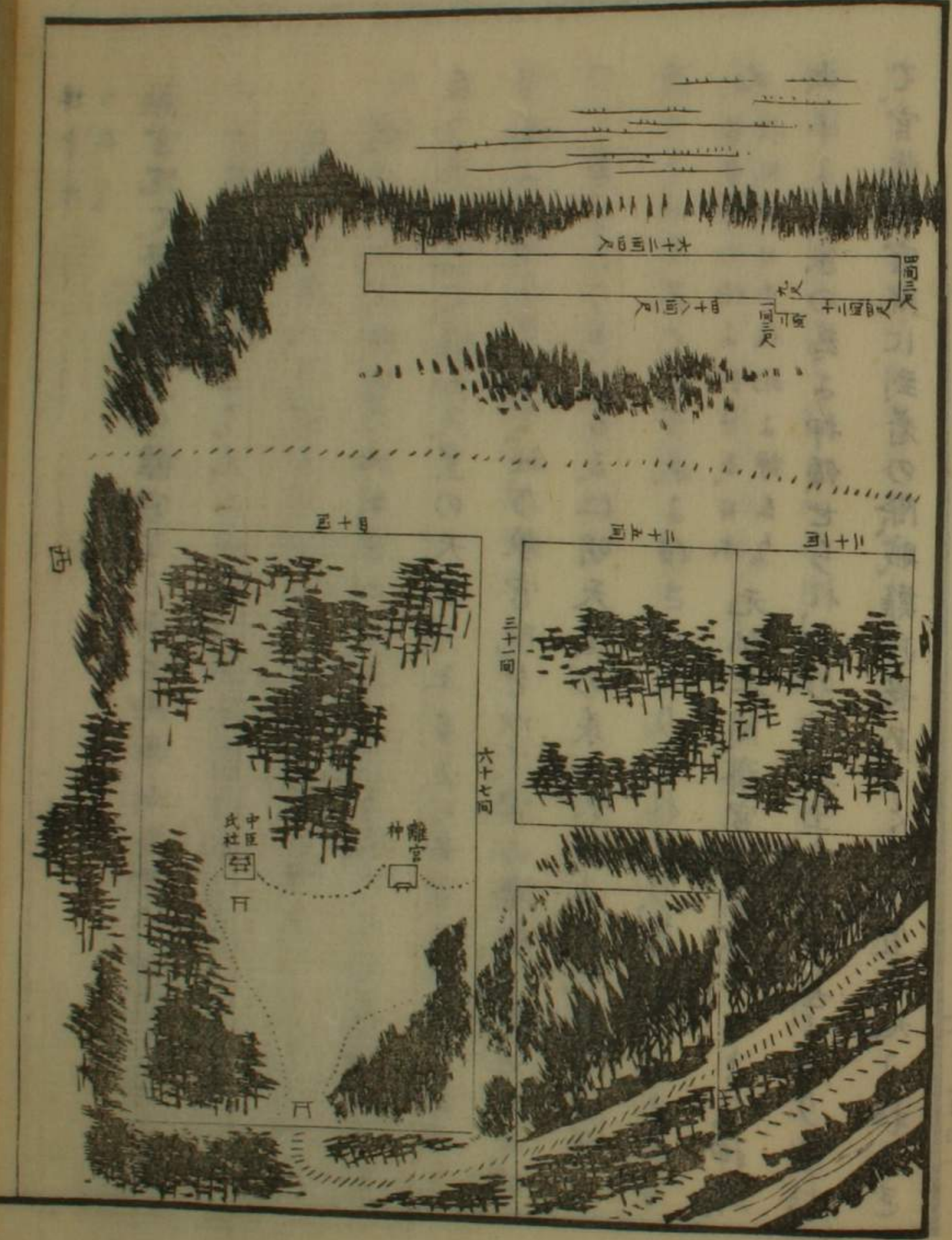
總橋 同所字惣あり。國道に架せる板橋あり。元、土橋ありしを以て、今に、土橋と云へり。

天王橋 總橋の次は架せる石橋あり。

參宮鐵道宮川停車場 字縮場あり。元、離宮院の舊趾なり。

參宮鐵道も、明治廿六年十二月廿一日に開始せり。東も、小俣驛あり。西は、津市に及びて、關西鐵道と連絡す。其の延長、總計、二拾四哩あり。停車場、構内坪數壹万四千三百坪餘。本社も、此の内あり。

離宮院舊趾 舊記に、湯田郷宇羽西村に在りしと見えたり。今の小俣の南、上地の北に、其の趾殘る。上地ハ、即、宇羽西の趾



離宮院舊地築垣遺蹟之圖

純伊大納言家米倉
大神官司廳旧地

天保十五年四月十二日大官司都盛
朝臣初申氏神参ノ時御巫清直
隨從シテ繩量シタル畧圖ナリ

轉りたるあり。

離宮院も、齋内親王の離宮なり。兩宮御参向の時此御宿の料と設けさせ給へる所あり。元山田原沼木郷高河原に在りき。水害と因り、延暦十六年八月、宣旨を給ひて、此の所へ移轉せしめられたり。一構の内は、大神宮の御厨、齋内親王此内院、諸司の官舎、驛馬院等在りきとぞ。又、淳和天皇の天長元年、多氣の齋宮、大神宮と離隔し、事毎に不便ありとて、此乃離宮院を以て、常の齋宮と定めさせ給ひし事もありき。然るに、仁明天皇の養和六年に至り、齋宮、火災に罹りしを、再之を、多氣に移されたり。それより、舊の離宮と成りぬ。齋宮寮の條より引ける、日本後紀續日本後紀より詳なり。元弘年間、齋宮寮廢絶してより、神郡次第に、武家の爲に押領せられ、此の邊、兵士の往来甚しかりしを、官幣離宮院に到着の際、賊難は畏ありとて、便宜の地に移さる。

むことを、大官司より具申せし由、園大曆より見えたり。また、文明の頃にも、假屋も、已に廢止、被所の松樹のみ立ちたる由、度會元長は、参詣記に載せたり。近き頃まで、築垣濠渠の荒蕪せるもの、その志ここに、名残をとどめたりしを、昨年、参宮鐵道停車場に設けらるる時、大ら取り崩されあり。

新任辨官抄

離宮院、驛家也、勅使著之、齋王、参宮、同御、此處、自外宮至、離宮

院、卅六丁、自離宮院至、齋宮寮、又卅六丁、

園大曆

古記、稱、離宮院、事、在、度會、郡、湯田、郷、守羽、西村、件、院、元、在、高河原、而、依、延暦十六年、宣旨、被、移、立、守羽、西村、造宮使、大中臣、豐庭、以、大同二年、任、大官司也、神祇官、符、伊勢、大神宮司、

應、遷、造、太神宮、御厨、并、齋内親王、離宮、諸司、宿舍等、事、内外

殿舎、築垣、門々、鳥居等、具、不記、

右被太政官今月三日符傳太神宮司解傳件官舍去寶龜四年改造以來既經廿六箇年皆悉破損加之南北通河暴水汎溢崩壞不少雖加修理猶不全堅徒費人功因之擬遷他處神郡課丁其徭盡役望請充給功食早將壞遷者今所陳合理仍請處分者被大納言從三位神王宣奉勅依請者官宜承知依宣施行

參議正四位下行伯式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚

延曆十六年八月廿三日 大史從八位下卜部宿禰清成

延喜式 齋內親王參神宮時館舍者太神宮司並使神戶雜徭隨破修理不得以致損壞

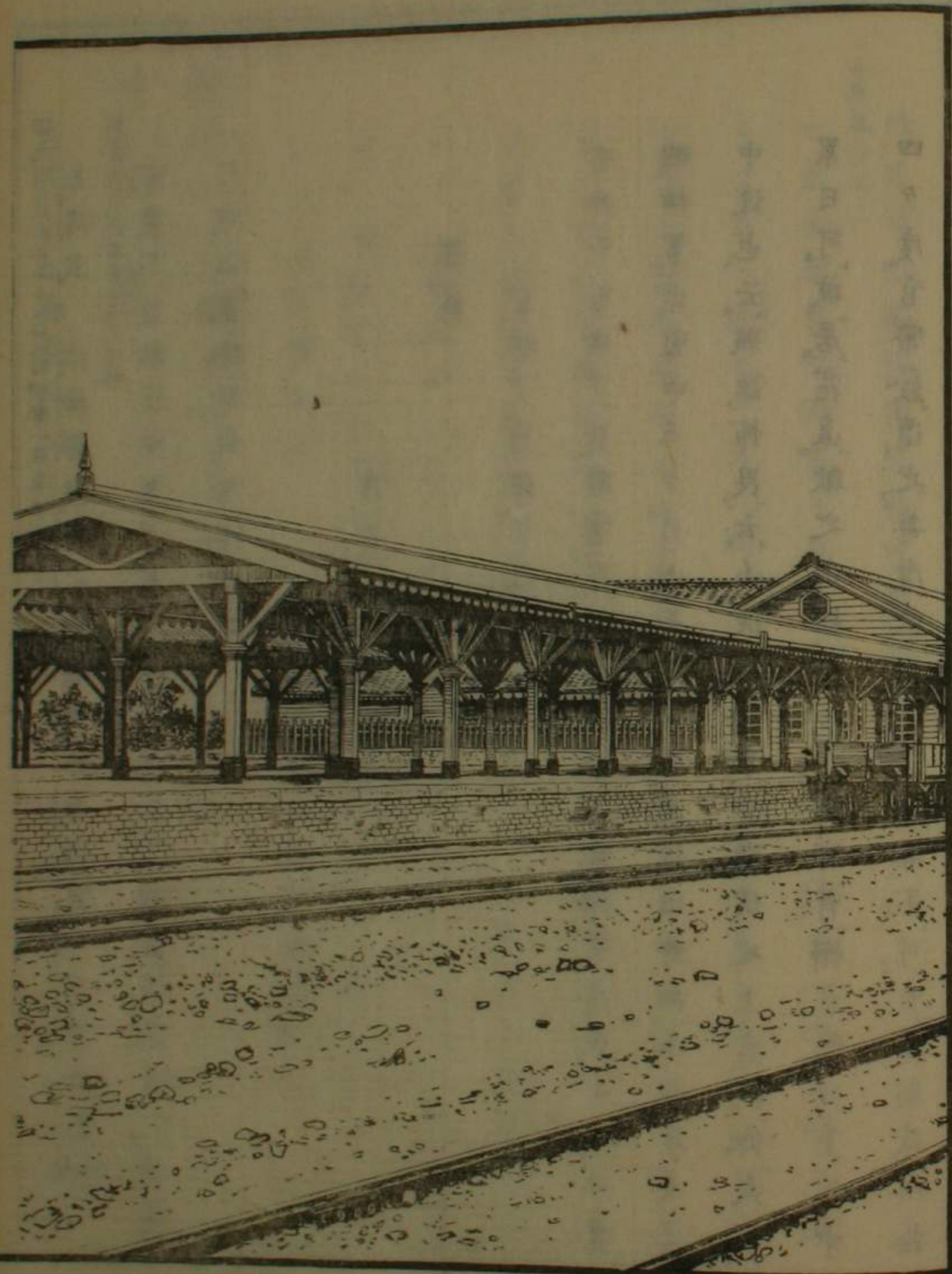
朝野群載

造離宮使從五位下大中臣信房誠惶誠恐謹言請殊蒙 天裁因准先例被覆勘以私物造了

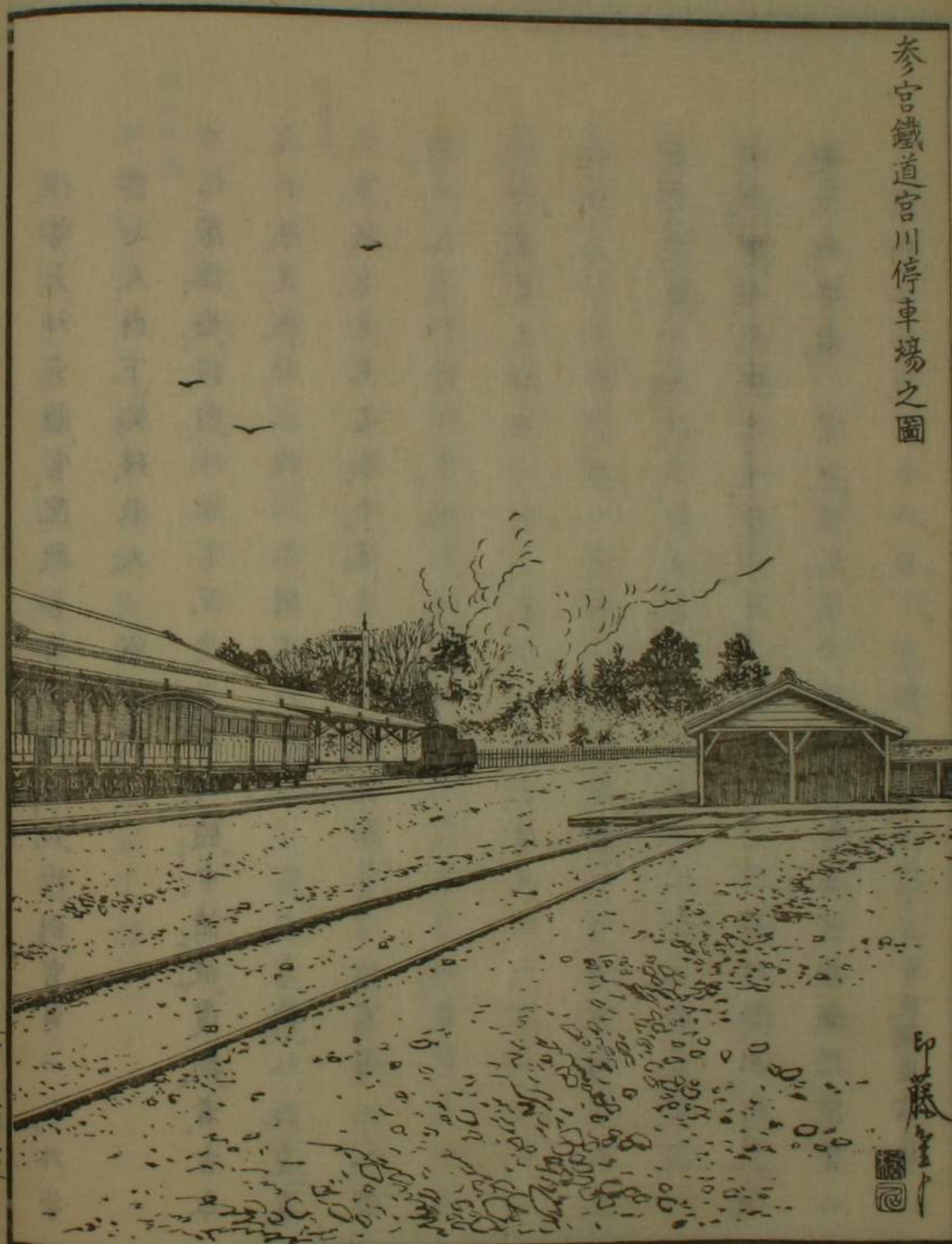
伊勢太神宮離宮院殿舍築垣等兼如傍例官司一人外榮爵七人內下給殘參人 宣旨狀

右信房謹檢按內件離宮院造畢之時隨申請被覆勘者古今之例也爰依去永長二年閏正月廿日 宣旨專籍私物造畢彼院誠思土木之勤可謂莫大之功其勸賞之內官司一人榮爵七人也抑信房重檢先例造進當院之輩各拜要官之例也近則為祭主神祇少副元範朝臣損色使之刻大官司々一人民部丞一人榮爵四人也前司國房并當官官司宣孝之時大宮司榮爵七人彼三輩抽賞如此信房一人蓋浴此恩望請天裁因准先例且被覆勘彼院殿舍鳥居門築垣等兼被下給殘三人榮爵 宣旨彌知成功之貴矣信房誠惶誠恐謹言

康和二年七月十一日 造離宮使從五位下大中臣朝臣信房



参宮鐵道官川停車場之圖



圖大曆貞和四年十月廿三日伊勢一社奉幣宣命

同書延文五年十二月三日條

去建武乃比神郡擾亂之間、通路不達、因茲其儀、推怠勢、
官幣下著、離宮院事之書、一通進覽之、子細載狀候歟、以此旨、
可申令上給候哉、恐惶謹言、

十一月廿日

神祇權大副大中臣 印

進上 四位史殿

事書

官幣下著、離宮院事

右件官幣者、下著離宮院、自十五日大後神事迄至十八日豊
明神事、逗留中三ヶ日也、而彼在所、為湯田野、助凶徒往反之
中途也、云賊難怖畏、云凶徒之競來、旁難儀之上者、被仰武家、
累日可被居宿直歟之由、雖令言上猶可有懈怠歟、其上年中
四ヶ度官幣發遣之、每度被仰武家之條、不可有盡期哉、所詮

元長參詣記

任延曆例、被點便宜地、可被遷造矣、

一鏡云、離宮院御事ヲ尋ネシニ、上世ノ跡ハ、一唱三嘆ト成
リテ、今ハ、彼ナル里ノ間ニ古為松相殘哉、離宮ト可申云フ、宮
人云、久曩時之事カ、離宮著トテ、神事坐キトゾ、譬ヘバ、祭主、
官司、内外宮、禰宜、彼在所ニ、假屋ヲ造テ、東南ニ門ヲ、ニツ立
テ、祭主、官司ハ、自南門入、内外ノ禰宜ハ、自東門入、坐、皆、假屋
ニツキ賜、彼、松有、其ノ本ニ、幣帛ヲ立テ、一同ニ、御禊有、拜有、
此ノ時、齋宮拜賀坐キ、齋宮、離宮モ、無沙汰ノ世ト成リヌト
ゾ。

禊殿

一名、河原殿とも云ひ、其ノ院ノ東庭、宮川ノ西、
并あり、あるべし、其ノ跡、今、定らからず、

離宮院行事

三節祭、是、齋内親王、多氣の宮より、此の離宮に移らせ給ひ、河

原殿ふて主神司の修禊を受け給ひ翌日神事は仕へ奉り給ふ
又五節會踏歌豊明神事大祓等はは宮司二宮禰宜を率ひて参
勤す又勅使参向の時は禊殿を以て宿所は充つる例ありき

延喜式

其三時祭月十五日齋内親王向離宮行路之間有二處堺
祭宮東壇外及多氣度會兩到著禊殿神宮司并掃部主神
郡環祭之料物色目在上司供奉裝束

司中臣為禊料物神宮太神宮司奉齋王膳兼賜酒肴勅使
已下次主神司供奉内院大殿祭所須祭物神然後齋王遷
内院裝束雜具奉夕膳神宮司以料物附所司但

神宮雜例集年中行事正月元日條
離宮院宮司二宮禰宜參事

内宮一兩人參外宮率權官内人等參宮司二宮參拜之
後大司率任用歸宿館有飯酒次參之次於厨南門外宮
司禰宜對揖次參入次拜揖宮司西立南上禰宜東立内

南外宮次著座宮司西禰宜南北内宮南次饗膳三獻前
北中上外宮北

後打手次和舞次自取蒿髮次退出

同書同月十五日條
離宮踏歌事付司廳

宮司勤行之後大司率任用并目代兄部舞人倍從相並

冊餘人歸宿館同行也有飯酒饗

同書三月晦日條
秋事

於離宮院行也宮司内宮禰宜參勤也來月神御衣大司

成廳宣承事所々道橋事饗料司中勤之

同書五月五日條
離宮院節會事

宮司二宮禰宜奉仕儀式如直會饗料宮司下行也

同書同月晦日條
離宮院修葺事

宮司二宮禰宜供奉饗料宮司下行之宮司成廳宣來月

荷前御 祇承事道橋事宿坊号忌 造立事無印
神宮雜例集年中行事六月十日條
離宮院行事

御卜事御祭神酒料事鳥名子所食料事歌長請之之餘祭
不請件三ヶ條料米司中下行

同書同月十五日條

離宮院大被事齋王御著祭使下著宮
司列參於被殿行之之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書八月晦日條

離宮院修被官司二宮福宜供
奉其儀如六月

同書九月十五日條

離宮院御氣殿御裝束奉下事伊賀神戶所濟到來之日奉納御倉當日奉下之物忌請之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書十一月晦日條

離宮院修被事其儀同五
八月兩月

同書十二月十日條

離宮院御卜事

同書同月晦日條

離宮院雜腊代米下行事拍手請之

白散年魚燈油奉送二宮事

日入官司參離宮院奉送
次參外宮次參宿内宮

外宮燈油白散年魚請文事

請使物忌父參
離宮院請之

司中公文抄離宮院踏歌

ハ ン ス イ ラ ク セ ン シ ウ ラ ク ヘ イ ア ン ニ ス コ シ ヅ ハ ト ミ
ヲ シ テ サ ヨ ヲ フ ル マ デ ト 三 度 ツ キ ニ シ ン 子 ン ア ラ タ マ
ン テ タ カ ラ ノ 御 ホ ウ デ ン ニ マ 弁 リ キ タ リ テ シ ロ カ 子 ノ
タル キ ヲ カ ケ コ ガ 子 ヲ モ テ コ コ ノ ヘ ト フ キ タ テ マ ツ リ
タル 御 甲 ウ デ ン ト ヲ ガ ミ タ テ マ ツ ル カ ナ ヤ ワ ウ ー シ
ユ ン ケ ア テ イ ハ ク フ ク ロ モ チ ー ト 申 フ ク ロ モ チ イ ハ

クヨトモノト申シユンケイハク。百千萬アソウギノ御
タカラモノ。ヨミアゲテタテマツレフクロモチ。シユンケ
ノマヘニ。ス、ミイデ、ヒダリノヒガヲツチニツキテ。ミ
ギノヒザヲタテ、ミギノ手ヲカリギヌノタモトヨリイ
ダシテ。フクロヲツチニウチテアソブ一二三、七十、百千萬
アソウギノ御タカラモノ。カゾヘタテマツルト申シユン
ケノイハク。宮河ヤ。アナタコナタノ。ハシヅメナル。ハナソ
ノニ。トミコソフレヤ。チヨヲヘルマデ。ト三ド申。

太神宮御厨舊趾

同所離官院の
構内ありき。

太神宮司の御厨、廳院と稱せり。神三郡并六所神戸の政務
を行ひ、其れ調庸を納むる所なり。故に、司廳、調御倉、宿館、官舎等
数棟ありき。三代格よ、正倉官舎卅一字を修理すべきよし、此官

符を載せたり。

類聚三代格弘仁八年十二月太政官符

應多氣度會兩郡雜務預太神宮司事。中應修理正倉官
舎卅一字、多氣郡卅字、正倉二字、官舎廿八字、度會郡十一
字、正倉一字、官舎十字、右同前、解偶案太政官去弘仁四年
九月廿三日、符、偶、被、右大臣宣、偶、奉、勅、正倉官舎各立條例、
至有欠怠、拘以解由者、而今國司修造無便之狀、糸同桑漆
之條者。

延喜式

凡御厨案主十人、司掌一人、鑰取三人、厨女一人、並取三箇

中右記

神郡并六處、神戸百姓充之、其衣食、以神封物給之。

永久二年二月二日、中申初、著離宮、先出東庭、被次、著宿
所、以被殿為宿所、以母屋、雖為寢所、以西此、為休息所、是宮
長押、下可為寢所、之由、先達人、所被教也、今夜洗頭、宮
司依恒例、進儲物、此、外私志之輩、送物、勤也。

檢非違使説兼并看督長火長等入離宮院中令留宿近隣
小屋是民部卿為檢非違使別當被勤仕此勅使之事二ヶ
度之例也凡内奉此使之後不沙汰廳事不齋今夜宿離
宮以齋王後殿為使宿所又共人等皆宿此中本雜舍等也
司廳行事神宮雜例集年中行事六月廿五日條

今月廳宣成事

參河遠江神戶所當麥作薦進宮彼濱名神戶圓田所當麥事

同書同八月朔日條

離宮院官司政始事

有養膳

配符

二宮上分 御器備丁 國封戸牒狀所 神稅收納 伊賀神戶移返抄有印

同書同九月條

三日以前司廳遣伊賀神戶御調布使事

去月一日成廳宣今日以前遣使十日

三日可到來彼日以前奉送二宮

同書同十二月十日條

御祭神酒料司廳下行事

官舎神社

離宮院舊境内に坐せり

本社舊中臣神社と云ひき離宮廳の域内小奉祀せるによりて官舎神社と改稱せり。祭神ハ鹿島香取平岡の神及相殿姫神なり。延暦十六年山田原より離宮院を移し志時本社も津島崎より此の地へ奉遷せられたりとぞ。

神宮雜例集

一中臣氏祖神

正一位勲一等 鹿島神宮

正一位勲一等 香取神宮

正一位勲三等 平岡大神

相殿姫神

此神者件三所明神神殿内相住給別無宮殿

元明天皇和銅二年己酉都在奈良京之時近奉崇居春日大社也爾時遷都之由被祈申太神宮勅使祭主神祇

伯中臣朝臣東人參神宮也

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日春日御社奉遷壽久山御社是右大臣大中臣清万呂卿致仕籠居攝津國島下郡壽久鄉之間住家近所奉崇也

孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日春日御社奉祭鎮於伊勢國度會郡津島崎也是官司從五位下津島朝臣子松所申請也

桓武天皇延曆十六年丁丑八月三日官符移立離宮院於度會郡湯田鄉之時伴社自津島崎奉遷鎮彼院西方也于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚

官司正六位上中臣朝臣真魚等也

神宮雜例集年中行事四月條
上申日中臣氏神祭事

官司當社神主奉仕之祭用途司中勤之饗膳無使之時

同司中勤之

同書同十月條
園大曆

上申日中臣氏神社祭事
離宮院移立宇羽西村同時中臣氏神社自筒岡奉遷鎮彼

院坤方也

延喜式
官舍神社

長徳檢録
湯田宇羽西津神社在宇羽

板田橋いただのせき字今町國道に架せる小橋あり傍に老楓一樹あり村氏之を板田の橋の薄紅葉といふ所傳詳ならず

汁谷橋じゆたに字中洲國道汁谷川に架せり此の川源を

小俣神社こまの字裏町に坐せり皇受

小俣社こまの止由氣大神宮儀式版

延喜式
小俣神社

同書齋官式
小俣社

神名祕書
小俣社こまの字賀神一名稱女大明

八柱神社やっすゝ神在湯田鄉小俣村
小俣神社の東隣に坐せり産王神あり今村社に列せらる

流社 カハシ 字大道又坐せ
無格社あり。

春日社 カハシ 字掛橋又坐せ
無格社あり。

神寶山慶藏院 カハシ 本村又在り
浄土宗あり。

照國山浄土寺 カハシ 本村又在り
浄土宗あり。

七寶山西光寺 カハシ 本村又在り
宗東派あり。

小俣村元標

明星村へ 二十町四十四間、山田區裁判所

宇治山田警察署へ 壹里九町、度會郡役所へ 壹里六町

三重縣廳へ 九里、第三師團へ 二十九里二十一町十間

豊橋衛戍へ 四十三里十四町八間、外宮へ 壹里

内宮へ 貳里

